

令和4年加美町議会第4回定例会会議録第1号

令和4年12月7日（水曜日）

---

出席議員（16名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	7番	三浦又英君
8番	伊藤由子君	9番	木村哲夫君
10番	三浦英典君	11番	沼田雄哉君
12番	一條寛君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	米木正二君
16番	伊藤淳君	17番	早坂忠幸君

---

欠席議員（1名）

6番 高橋聡輔君

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 場 利 之 君
小 野 田 支 所 長	内 海 茂 君
宮 崎 支 所 長	嶋 津 寿 則 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	遠 藤 伸 一 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	上 野 一 典 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 善 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 一 彦 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	猪 股 良 幸 君
次 長 兼 議 事 調 査 係 長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

---

#### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 一般質問
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。6番高橋聡輔君より欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより令和4年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたのでご覧いただきたいと思ひます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月14日までの8日間をしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、12月14日までの8日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、5番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、一般質問をさせていただきますが、私、一般質問をするときに、このファイルに資料を入れまして、日々是決戦という意気込みでいつも臨むんですけれ

ども、今回やらせていただきたいと思います。とっております。

大綱1問でございます。

町政全般の諸問題についてですけれども、10月24日から11月11日までの期間に町内9会場で町政懇談会が開催されました。私も、旧3町でどういう質問がされ、どういう対応がされるのかなということで、興味関心もあって参加をさせていただいたわけですが、その中で疑問に思った点と、その中であった質問、要望等に対する対応等、主に以下4点について伺います。

まず1つ目としましては移住定住の促進について、2つ目としましては行財政改革の成果について、3つ目は教育力向上プロジェクトについて、4つ目として風力発電についてということで、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日から始まります定例会、よろしくお願いいたします。

今、早坂伊佐雄議員から日々是決戦ということ胸に秘めて質問したいということですが、恐らくは生徒さん方にもこの言葉を絶えず語りかけて鼓舞しながら、まさに生徒さんたちの来年春の決戦に向けてご指導いただいているとっております。心から感謝を申し上げたいとっております。

それでは、早坂伊佐雄議員から、町政懇談会で出された主な質問、要望、それに対する対応についてということで4点挙げていただきました。大事な質問でありますので、感謝を申し上げます。

移住定住、行財政改革、そして風力については私から、教育力向上プロジェクトについては教育長から答弁させていただきます。

まず、移住定住の促進についてでございますが、これまでの取組について説明をさせていただきました。町では平成27年度に第1期加美町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、人口減少を最優先課題と捉え、移住定住の促進を第一の柱に掲げ、国立音楽院の誘致、宅地分譲とファミリー住ま居る住宅取得等支援補助金の創設、地域おこし協力隊の受入れや移住セミナーの開催など、これまで積極的に取り組んでまいりました。その成果といたしまして、令和4年3月末現在、町の制度を通して332名が移住してきてくださいました。

この際参加した皆さんからいただいた要望といたしまして、1つ目に、下原レインボービレッジは町内世帯が核家族化したのではないかと感じているので、他からの移住するような政策

をお願いしたい。2つ目に、鳴瀬小学校の児童数が減少しないよう、鳴瀬地区に宅地分譲地を造成し、町内からの移住を促し、子育て世帯を増やすような考えはないかとのご質問をいただきました。

まず、下原レインボービレッジにつきましては、新婚・子育て世帯を対象としておりまして、13世帯46人が入居しております。うち町外移住世帯が3世帯で10名、転居10世帯の36名となっております。現在は13世帯51人となっております、出生により家族が増え、定住者数の増加につながっていることが分かります。また、ファミリー住ま居る住宅取得等支援補助金を活用している方々の多くは前住所がアパートなどの賃貸物件の方が多く、既に実家を離れた方々の定住促進に非常に大きな効果があると感じております。継続した取組を続けてまいりたいと考えております。

次に、広原地区、小野田下原地区に続く宅地分譲事業についてですが、町内では引き続き民間事業者による宅地造成事業が活発になっております。町が保有する遊休地の利活用について検討を進める場合においても、地域の要望を踏まえながら、まずは民間事業者による開発、活用を第一に考え、必要に応じて宅地造成や宅地整備について検討してまいりたいと考えております。また、移住者の中には空き家の利用を検討している方も多いことから、これまで同様、地域の皆さんにご協力いただきながら空き家の利活用についても推進をしてまいりたいと考えております。

なお、先ほど申しあげました332名の移住者の数は、あくまでも町外から移り住んできた方の数でございます。

次に、行財政改革の成果についてお答えいたします。

町政懇談会では、行財政改革の取組とその成果として、財政指標と財政調整基金の推移に関する事、町税やふるさと納税の歳入確保に関する事、公共施設管理コストの削減に関する事、大きく3点について説明をさせていただきました。

出席者の皆さんからいただいた主な質問であります、1点目としまして財政指標の改善要因について、2点目としてふるさと納税の増加要因と経費割合について、3点目として公共施設の維持管理と廃止予定施設の継続要望についてであります。

公共施設コスト削減につきましては、宮崎の施設で核になるのが宮崎福祉センターであります。ホールのどんちょうが修繕されていないので、核となる施設の維持管理にしっかり取り組んでほしいという要望もありました。また、公共施設の管理計画について、小野田東部体育館は耐震構造になっていないため廃止となっているが、体育館は土の施設で使用している、老人

クラブのゲートボールなどでも有効に活用している、得難い施設なので廃止しないで活用してほしいと、こういった要望もございました。

1点目の財政指標の改善要因についてのご質問については、財政構造の弾力化を示す経常収支比率が下がった要因として、国の交付金が増加したこと、人件費が削減されたこと、補助金の見直しなど行財政改革の取組によるものであることなどご回答いたしました。

2点目のふるさと納税の増加要因と経費割合についてのご質問については、ふるさと納税のポータルサイトの拡充、商品開発による返礼品数の拡充、SNSでの情報発信の取組によるものであること、また経費割合につきましては、返礼品代金と各種手数料を合わせた経費全体が寄附額の約50%を占め、寄附金から経費を差し引いた残りの50%が純然たる寄附金であるという回答をしております。

また、3点目の公共施設の維持管理と廃止予定施設の継続についてですが、宮崎福祉センターのどんちょうは確認したところ問題ないということでありますが、町の施設全体が老朽化している実情を踏まえ、計画的な修繕に取り組んでいくこと、令和5年3月に廃止予定の小野田東部体育館の継続要望については、耐震基準を満たしていないことや今後の厳しい財政状況を踏まえ、町全体の施設の在り方として廃止することにご理解をいただきたいと回答しております。ただし、現在も様々な団体、各種スポーツなどに利用されている状況もありますので、町としましても総合的に他の施設を活用できないかなども含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

今回説明させていただいた効果やその取組をしっかりと検証しながら、町民の皆さんと共通認識に立ち、継続して行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

現在、行財政改革の取組として、行財政改革取組方針のローリング、行政評価の実施、補助金見直しの状況調査など、令和3年度の成果や課題等の検証と併せ、今年度の進捗状況も踏まえながら令和5年度以降の取組について整理を進めているところであります。

今後も安定した財政運営の土台の下で持続可能な町政運営を実現するため、町民目線でスピード感を持って取組を進め、あわせて町民の皆様に対して各種機会を通して取組状況の積極的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の風力発電事業についてでございます。

町政懇談会におきましても風力発電計画に多くの質問がありました。町民の皆さん方の関心の高さを実感しております。町政懇談会での主な質問についてであります。町の支援について、保安林の解除について、環境保全についてなどが主なものであります。

風力発電事業はあくまでも民間の事業でありまして、町では環境影響評価に基づき、町民の声も受け止め、厳しい意見を述べていること、また地球温暖化防止とエネルギー自給率の向上のため、再生可能エネルギーと環境保全の両立をしていかなければならないことを説明いたしました。

国有林の保安林の解除は国の権限であります。県有林、町有林の保安林解除は県の権限となっております。しかしながら、地元自治体の長の同意なくして解除することはできません。町としましては、国のガイドラインに基づき、公益性のない民間の計画に対しては保安林の解除に同意しないことを事業者伝えていくことなどを説明しております。

環境保全につきましては、環境影響評価により、専門家等の意見も踏まえ、環境への影響を回避または低減させる計画がつけられることとなっております。JRE宮城加美町ウインドファームにつきましては、環境への影響などを考慮した結果、当初の計画の18基から10基へと減っていることについても説明いたしました。

今後の町の対応といたしましては、引き続き地域住民の皆様の風力発電事業への不安解消に努めることとし、事業者に対して説明責任をしっかりと果たしていくよう指導助言を行ってまいりたいと考えております。また、再生可能エネルギー全般について、講演会の開催や広報紙への掲載など、町民の皆様に正しく再生可能エネルギーに対する理解が深まりますように、町としても努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からは3点についてお答えをさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からは3つ目の教育力向上プロジェクトについてお答えします。

教育力向上プロジェクトにつきましては、全国募集が始まる中新田高校の魅力化に係る取組について、町と高校が連携しながら進めているところであります。

具体的な取組といたしまして、学校と地域の事業者が企業をつなぐため、学校魅力化コーディネーターを中新田高校に配置し、特色ある学びや地域と連携した探求型学習の支援を行っております。また、全国募集を希望する学生に対し、入学後の住環境の支援を実施してまいります。あわせて、県内の遠方に居住する入学希望者にも支援の枠を広げ、中新田高校の入学者数増加を図ってまいりたいと考えております。

町政懇談会におきましては、中新田高校の魅力化の取組が十分に周知されていないとのご意

見がありました。地域から幅広く協力や参画をしていただくためにも、広報やホームページ、SNSなどを通じて周知を図っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは再質問をさせていただきますが、まず町政懇談会の取組について、町の取組については町長から説明があって、風力は民間の事業だからということで担当課からの説明だったわけですが、その中で鳴瀬川ダムについては町長から説明があったわけですが、あれも町の事業ではなくて国の事業だと思うんですけども、なぜダムについては町長が説明をされて、風力は関係がないからということで担当課からになったのか、まずその辺についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ダムに関しては、本来は国の方が来てご説明すればよろしいのでしょうけれども、そうもいかないものですから、私から説明させていただきました。また、ダムに関しましては、民間の事業ということではなく、国の事業、そこに県も関わり、町も深く関わっておりますので、私から説明させていただいたということでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 建設課内にもダム担当がいるわけですから、風力に関しても、企画財政課であれば、ダムに関しては私は建設課でもよかったのかなと思っている点もあります。

それから、私、全て参加しているわけではないんですけども、途中から、これも質問があったかと思うんですが、資料の追加ということで、風力の講演会の案内の資料が追加になったわけですが、当初の10月24日からその講演会があるということは分かっていたはずだと思うんですけども、これは何で途中から追加になったのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

講演会の資料が町政懇談会の途中から追加されたということでございますが、今回の町政懇談会が始まりまして、やはり皆さんからの風力に対するご質問、関心が非常に高いということを実際感じておりまして、そういった中で、最初から講演会のことをお知らせすればよかったのかなと後から思ったんですが、その時点でまだ皆さんに講演会のことについて周知が徹底されてないなということを感じましたので、大変申し訳ございませんが、途中から資料を追加させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから、今月の広報を見ますと、町政懇談会の質疑に対するものに関しては来月にと記載してあったんですが、そこにY o u T u b e のがあつて私もアクセスして見たんですけども、そこは各会場の町の取組だけが載っているわけですよ。町の取組に関しては各会場とも共通だったと思うんですよ。むしろ地域性によってどういう質問が、質疑があつたのか、そのほうが何か興味関心があつて、そちらが重要性が高いと思うんですけども、どうして説明部分だけになつてしまつているのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今、ホームページ、Y o u T u b e で公開している部分につきましては、議員がおっしゃつたとおり、各3地区で行つた説明会の内容を上げさせてもらっています。3会場といいますのは、これまで、前の年度もそうだったんですけども、各会場ごと、地域ごとで内容を若干変えて説明をさせていただいておりましたので、そういうことがありまして3地区の説明会の様子をアップしているということでございます。

あと質疑応答のところにつきましては、今現在、編集作業中でございます。といいますのは、収録した時間が非常に長いといいますか、長いということもございまして、あと重複している部分とか、そういった部分とかいろいろ編集作業をしてまとめている状況でございまして、それが編集が終わり次第、皆さんにご覧いただけるようにしたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 風力のほうに時間を割くと思いますので、以下簡潔に答弁をお願いしたいと思うんですが、先ほどの移住の件に関してですけれども、町の制度を通して332人で県外からだけだという答弁がありましたけれども、その中に、もし把握していればですけれども、どちらかでもいいんですけども、お父さんなりお母さんなり誰か家族の方で、その中にUターン者が入っている数というのを把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） おはようございます。ひと・しごと推進課長です。

ただいまのUターン者数という形のご質問でございましたが、申し訳ございません、この中で私たちのほうではUターンという区分で申請等々の受付をしていない状況もございまして、現在、数については把握をしていない状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 平成27年4月から令和4年6月に移住は分かるんですけども、この期間内で転出者がどれぐらいいたかというのを把握していればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

ひと・しごと推進課としては、申し訳ございません、転出者数の全体数は把握してございません。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 次に、行財政改革の件についてですけども、先ほども説明ありましたので、1点だけお聞きしたいんですけども、財政調整基金のところ期待水準ということで9億円とあったわけですけども、なかなか一つの公式みたいなものはないんですけども、都道府県の場合に5%、市町村の場合には20%というところからいきますと、総予算135億円にして20%となると27億円とか。あと長野県だったと思うんですけども、大規模な災害が起きた場合に被災者1人当たり40万円から50万円が必要になると。その半分ぐらいは国からの補助、それから募金による義援金を考慮しても、その40万円から50万円のうちの半分は必要ではないかと。単純に人口を掛けますと40億円以上ということも出てくるわけですが、いろいろな説があってその基準というのはなかなか難しいんだと思うんですけども、どちらにしても、現在18億9,000万円ぐらいですか、ある中で、期待水準のところ9億円とあるわけですが、その辺について、それで十分だとお考えなのか、財調について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいまの財政調整基金の期待水準の質問についてでございます。

標準財政規模の10%程度が基金の一つの目安ということで言われておりまして、加美町ですと全体の予算額ですと今の135億円という金額になりますけれども、標準財政規模といいますと90億円ということからしますと10%で大体10億円ということが一つの目安となっております、現在は18億円ということなので、20%程度を確保しているという状況です。

今、財政調整基金を取り崩してそれを予算の足りないところに充当していくという形で、それが令和3年度は5億円、予算的にですね、令和4年度が4億円、来年度は3億円という形で、最終的には行財政改革のシーリングで2億円程度の取崩しという形にして、財調を、今18億円ですけども、10億円を切らないように、そういった中期的な構想でやっております。ですの

で、例えば災害とかそういった場合にすごく支出を伴うということもありますけれども、加美町の財政規模ですと10億円の金額で財調を保っていこうというところで計画をしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 以前、予算編成のときにも、一気に、予算120億円が適正であれば、一気に下げられないので、本来であれば今年度から1億円ずつ下げていこうという話もあったかと思うんですけれども、財調も一応大方は市町村の場合には20%とかということですので、以前は40億円ぐらいありましたかね、ですから10億円ということじゃなくて、少なくとも現状維持はすべきではないかと考えます。

次に移ります。

教育関係ですけれども、先ほど教育長から答弁あったわけですが、中新田高校の全国募集、加美町留学登録ですか、既に始まっているかと思うんですけれども、この間もありましたが、ハード・ソフト両面においてまだまだ未確定の部分があったり、見切り発車という感が否めないわけですが、ましてや県外あるいは県内の遠隔地から子どもさんを入学させるという検討をする際に、ハード面ですと寮とか、またソフト面についても一部は進んでいるとはいえ、まだまだ十分ではないと思うんですけれども、その辺、不安材料が多いと思われるんですが、教育長としていかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長です。

伊佐雄議員がおっしゃったとおり、ソフト面、ハード面でも今走りながら準備しているという状況は否めないと思ひます。そういう中で、町、そして学校として、来年度に向けて全力で準備に当たっていると。さらに、来年度まで間に合わない点については、今後、来年度になってからまたさらに推進していくというところで、今、ソフト面、ハード面でいろいろ学校と町と力を合わせて準備をしているところであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ぜひ、ハード面は総務課、ソフト面は教育総務課でやるとか縦割りでなくて、連携を取ってやってほしいと思ひます。

それから、これも町政懇談会で11月4日に質問があった点なんですけれども、町長は町の取組としてハンガリーからカヌーのコーチが11月中に来日されるという説明をしていたわけですが、どういう実績のある方がいつ来日ですかという質問があったと思うんですが、ちょっと何

か、多少遅れるかもしれませんがという町長からの答弁があったと思うんですけれども、実際は辞退されているんだと思うんですけれども、その辞退というのを町長が把握したのはいつなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 来日の日程まで決まっていたんですね、11月、たしか28日だったと思いますけれども。

自治体国際化協会（クレア）を通して募集をさせていただいています。募集は各国の在外公館で行っていただいております。ハンガリーのみならず、ヨーロッパ全体で募集をさせていただいております。たまたま当初、できればハンガリーと思っていたハンガリーからの応募があり、40歳の女性が来日するとクレアから報告をいただいております。ですから私どもとしては、クレア、これは総務省の外郭団体ですけれども、こちらから公式に文書で入ったものですから、てっきりその日程でいらっしゃるんだろうと思っておりましたけれども、町政懇談会が始まってからそういったお手紙が来て、直接本人から来たようでございます、教育委員会に。ただ、クレアに問い合わせたら、クレアも連絡がないということで、クレアで事実確認をすることで少し時間が経過したわけでありまして。町政懇談会の途中でそういったお話を私も受けましたので、途中から、少し遅くなるだろうというお答えもさせていただきました。

今現在、ハンガリーのみならず、ヨーロッパは強豪国がたくさんありますから、自治体国際化協会、我々はクレアと言っておりますけれども、そっちで再募集をさせていただいているとお聞きしておりますので、4月1日に間に合えばいいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、教育関係の最後になりますけれども、確かに中新田高校は加美町に住所を有している県立高校ですけれども、あくまでも県立高校ですので、県教委と現場である高校が主になるべきだと私は思っております。その中で町がどの程度お手伝いをできるか、その辺の役割分担を明確にした上で物事を進めてほしいと思います。先ほど教育長からもありましたけれども、様々な点で対応が後手になっているということでもありますけれども、実際スタートしているわけですので、早急にいろいろな対応策を考えて改善されることを希望しております。やるからにはぜひ効果が上がる方法でやっていただければと思います。

次に、最後になりますが、風力発電について伺います。

まず、令和2年3月27日に地上権設定契約を交わしているわけですが、町として、例

えば現地調査とかいろいろあったかと思うんですけども、時期としてはいつぐらいから把握していたのか、それからこの契約書の原案を作成したのは町なのか、業者がある程度作ってきたものなのか、その辺について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

まず、今回の契約に至るまでの経緯、一番最初のところでございますが、こちらにつきましては、平成30年4月に風況観測のためのご相談がありまして、そのときに一部の土地を使用するという事での許可といいますか、そういったことで協議をさせてもらったのが始めてございます。

今回のことにつきまして、現地を見たかどうかというところは確認を取れてないんですけども、まずその契約書を結ぶに当たりましては、原案については事業者から提示をしていただいたものでございまして、それを町の中で協議をさせていただきまして、今現在締結をしている契約書の内容になったということでございます。その際に顧問弁護士の方にも一応内容を確認していただきまして、契約書として特段問題がないということで締結をさせていただいているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 事業者側から最初提示をしていただいたということだったんですけども、顧問弁護士にも相談したと。それで、締結までにどれぐらいの期間を要したでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。（「少々お待ちください」の声あり）

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

令和元年11月に顧問弁護士にその契約の内容を確認し、なお庁内の委員会、財産処分検討委員会とかそういったものがあるんですが、そういった内部の委員会などの検討を経まして令和2年3月に締結をしているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 条文の内容についてはこの後また質問しますが、最初に、11月4日に、これは町政懇談会の中で風力発電についての質問に対して副町長から、工事の内容の説明は受けていないという話があったわけです。説明を受けていないというのではなくて、そういう受け身の話でなくて、積極的に話をむしろ聞くべきだったと思うんですけども、その辺について、副町長、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

あのときのやり取りの中で、工事現場で土砂が流出したと、そういったことに対する質問だと私は認識をしまして、その復旧するための工事の説明は受けてないと答弁をいたしました。

風力発電自体の説明については、現地調査にも二度ほど出向いておりますので、そのときに基礎の工事の概要とかそういったものについては説明を受けておりますので、私の答弁で申し上げた、説明を受けていないというのは、先ほど申し上げたとおり、土砂の流出についての詳しい工事内容については説明を受けていないということでの答弁をさせていただいたという内容です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） あのときの私も聞いている中では、非常に誤解を招く表現ではなかったかなと私は思っております。

それから先ほど、10基に減らしたという答弁が町長からありましたけれども、総発電の出力というのは変更あるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

当初18基で計画していたものが10基になったということで、18基というのはそもそも最初の計画のことですので、だんだん減ってきて最終10基になったということでもありますけれども、当然出力の総計については減ってきていると、トータルとしてはですね、そういうふうには私は認識をしておりました。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 具体的な数字を聞きたいんですけども、もしなければ難しいかとは思いますが、何かブレード、羽根の部分を大きくして、そこで調整しているという話も聞いているんですけども、その辺についていかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

発電規模が4万2,000キロワットということで、こちらが今現在工事が進んでいる規格になっております。当初18基というところでの配慮書からしますと出力規模は下がっているのかなというところで、基数が減っていますので下がっていると思います。ただ、数字等はここになりませんから、今現在は4万2,000キロワットということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それから、風力発電に関して、送電線埋設のために道路が掘削されたりしているわけですが、いろいろな地区で段差がそのままだということで、現状のままなのか、修復がされるのかということと、それから北ノ口からの幹線の道路を何か風力発電の資材搬入のために、道路の拡幅工事ですかね、あるかと思うんですけれども、幹線道路には700ミリとか1,100ミリの水道管が埋設されていると思うんですけれども、その辺の道路の心配というのはないのかどうか、修復と2点お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

送電線埋設に伴う占用箇所の舗装復旧なんですけれども、今の状態は仮舗装、仮復旧の状態です、これから本復旧を行うというところでございます。

小瀬北ノ口線、水道管との兼ね合いということになるんですけれども、町道小瀬北ノ口線は昭和58年頃に県圃場整備と併せて築造された道路ということで、農作業機械の通行だったり軽車両の停車だったりということがありまして、県から町に移管された際に大型の貨物の通行規制を示されたものと、その後に警察でも大型車両の貨物の通行規制をかけたと認識をしております、水道管があるから大型貨物の通行規制がかかっているというものではないと認識しております。

それで、風力の部材を運搬する車両、特殊車両になってくるかと思うんですけれども、先週ぐらいからその特殊車両に関する事前の相談というのが来ておりまして、なお大崎広域水道にもその車両等に関する情報提供、確認等は行っておりますけれども、具体的な条件整理とかはこれからになってきます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ぜひ、これから冬期間を迎えますので、仮ではなくて、ぜひ早めの本復旧をしていただかないと、段差がありますので、当然業者がやることだと思うんですけれども、この件についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じく11月4日の町政懇談会で、JREに対しての不信感というか、不親切だとか、いろいろ質問、不平不満の声もあったわけです。また、実際の記録もちょっと違う、これは他県の話なんですけれども、あるということも仄聞しておりますが、町長は以前、業者の話は聞かなくても分かったと、顔を見れば私は分かるんだと言われたことがありますが、人相学を勉強したのかどうか分かりませんが、私もぜひそういうふうに一瞬で判断できるんだったらその能力を身につけたいものだと思うんですけれども、その辺というのは町長はどうやって

身につけられたのか、判断されたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 話を聞かなくてもということは発言しておりません。業者に会って話を聞いて、それは大体のことは予想する。

実は担当部署にはかなりの業者が来ているようでございます。そこである程度スクリーニングと申しますか、しっかりした事業者かどうかというのは担当レベルでも判断がつくということですね。皆が皆、私のところに直接来ているわけではありませんから。ですから、担当レベルである程度判断したもの、事業者について、数社、私のところに代表などが面談に来るということでございますから、担当からも当然報告を受けておりますし、代表の方にお会いして、企業理念とか実績とかそういうことを聞けば、これは私ならずともおおよその判断はつくだろうと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 特技というか、そういうのがあ、潜在能力があるというわけではないわけですね、はい。

それでは、契約書の条文について何点かお伺いしたいと思うんですが、何か所かあるんですけども、後の議員の関係もありますので、主立ったところをお伺いしたいと思うんですが、第9条についてですけども、これは地上権ですので、賃借権とは違うと思うんですね。それで、何で地上権に修繕義務がないにもかかわらず、わざわざこの辺が条項に入っているのか。県内でも石巻市とかの場合には修繕義務は入っておりません。何でわざわざ、先ほど業者が原案を作成してきたということで、それは吟味はしたというものの、何か全般的に至れり尽くせりという感があるわけですが、まず第9条についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

第9条の内容につきましては、地上権設定の期間が消滅してから18か月以内に元のおおりに復旧して明け渡すという内容でございます。後段で申し上げている経年劣化とか自然的現象による変化という部分につきましては、特に風力発電に伴う変化ではございませんので、その部分には求めませんという内容だと認識をしております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 関連して、第6条の2項、3項、町の責任ではないことについて、なぜ無条件で責任を負わなければならないのか。それから、第7条の中途解約についても、業者

にとって非常にこの契約内容は有利な内容ではないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

第6条3項のクレームでございますが、こちらの地上権設定の契約の内容の、該当する土地に対するクレーム、苦情とこちらでは認識をしてございますので、当然所有者である町は、万が一、その対象となっている土地に対して近隣の方から何かしらの申出があれば、それに対応するというのは町がすることなんだろうと認識をしてございます。特段、風力発電に対する苦情、クレームということではないと認識をしてございます。

あともう1点、同じく2項の土地の復旧に関する部分でございますが、こちらにつきましてあくまでも地上権設定した土地に対しての復旧でございますので、今回の地上権設定の契約の中で「地代を頂いて利用していただいている」ということからしますと、当該対象となる土地の自然災害等々で発生した、その復旧というものについては所有者が復旧すると、そうするべきものだと認識をしてございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ましてや、風力多いんですけれども、合同会社で資本金200万円ですよ。これはJRE株式会社には行かないような内容になっているわけで、合同会社をつくって、そこでとなったら責任の限界もあると思うんですよ。何かね、今言ったところの条項だけでもかなり業者寄りだなと。だから、果たして本当に、先ほどありましたけれども、事前に顧問弁護士に目を通していただいてこれをやっているのか。最終的に押印されたのは、契約を交わしたのはどなたなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この契約を結ぶ際に、当然、契約書としての内容について顧問弁護士の先生に見ていただいております。また、各条項につきましても、その条項の認識といたしますか、どういった内容なのかというのを町の担当者、町と事業者と確認をして、私が先ほど言いましたように、自然災害で発生した部分については当然町が復旧する、もしくは風力発電の設備等々については業者が行う。例えば台風、地震等々で破損した場合については、事業者は保険等々に参加しておりますので、そういったもので復旧をするということで、一切、地上権設定をしてその土地を利用することによって町に対して迷惑をかけることはないということを確認しておりますし、そういった内容になっているということで締結をさせていただいているということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほども申し上げましたように、石巻市の契約にはこの条項はないと思っております。私も知り合いの弁護士に相談したんですけれども、ここまで入れる必要はないだろうという判断もあるわけですので、何かね、これは原文を見てないからですけれども、どれだけ修正が加えられたのかちょっと疑問に感じるところもあるわけですが。

次に移りますが、町長は先ほど保安林の解除はしないとっております。それで、保安林を解除しなくても、作業許可申請をして許可が得られれば風力発電の工事をした例というのが全国に幾つかあります。許可申請があった場合には町長はどうされますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その前に、若干の誤解があると思いますから、先ほどの質問についてお答えしますが、その合同会社、資本金200万円程度で果たして責任が取れるのかというご質問でありましたが、そういったご懸念は当然あると思いますが、実際これを確認しましたら、金融機関の指導で合同会社をつくっているようでございます。なぜかといいますと、金融機関としては、その事業、風力発電事業をきちっと調査して、十分これは事業性が見込めるということで投資をするわけですね。しかしながら、その本体の事業、例えばJREですと本体がエネオスですね、エネオスの事業が傾いて、エネオスの事業が風力発電事業に悪影響を及ぼしたのでは投資した金額が、お金が回収できないということですから、本体の事業の影響が及ばないように合同会社というものを設置するように金融機関からの指導があるようでございます。そういったことであって、決して責任を取らないということではないということでございますから、そのところは誤解のないようお願いしたいと思っております。また、それぞれの株主でございますけれども、大変大きなところでございますから、こういったところが責任逃れをするということは当然考えられないことでもありますので、心配ないだろうと。

それから、私も11月24日、25日、青森県中泊町とつがる市と視察をしてきました。日本風力エネルギー、それからグリーンパワーインベストメントが事業を実施しているところでございます。8月の大雨でのり面崩壊などした際も、いち早く事業者で復旧をしておりましたし、非常に地元の人たちからも、それから自治体からも非常に信頼されている企業であるということも確認してきました。

ですから、そういった信頼の上に立って契約書を結んでいくと。それから、皆さんがご心配なさっている点については、協定書の締結も今進めておりますから、しっかりと皆さん方が不

安に思われないような協定書を締結していきたいと、そんなふうに思っております。

それと保安林の件でありますけれども、先ほど申し上げましたように、町としましては当然国のガイドラインに基づいて判断をしていくということでございますので、保安林については、先ほど申し上げましたように、公益性のない民間の計画に対しては保安林の解除には同意しないという姿勢でございます。その旨、事業者伝えておりますので、事業者としても新たな計画づくり、恐らく苦慮しているだろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長、今の質問は、作業行為の許可申請が出た場合ということの質問が出ていますので、作業行為の許可申請が出た場合どうするかという質問ですよ。

作業行為の中身を分かっている人はいないのすか。森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。よろしくお願いいたします。

今のご質問でございますが、風力発電施設を保安林内に、保安林を解除しないで作業行為の下に建設できるかというご質問と受け止めさせていただきました。（「もう一回」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） サッカーではないんですけれども、ちょっとアディショナルタイムをいただきたいぐらいなんですけれども。

作業許可申請でやっている実際の例があるんですよ。保安林解除だけじゃなくて、許可申請があった場合に町長はするかしないかということのをさっき聞いたんです。ぜひ町長にお答えいただきたい。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 手続等については私も詳しくは認識しておりませんが、基本的に町としては環境影響評価の中で意見を述べていくということでございますから、どのステージでそういった申請が上がってくるか把握はしておりませんが、皆さん方が不安になるようなことについてはしっかりと意見を述べていくと。大事なことは、環境影響評価といえますのはあくまでも環境保全と再生可能エネルギーの両立を図るための法律でございますから、その中で環境に対する影響を低減させていく、回避させていくというプロセスでございますから、そういった中で町として、環境に負荷がかかり過ぎることについては、当然、保安林以外でも町として、解除、そこは除外するよという意見を述べていくということになるだろうと思っております。そのことが災害を誘発するのかなどか、あるいはほかの環境に影響を著しく及ぼすかどうか、そういうことであれば、今言ったように除外を求めるとことになるだろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 私も荒川教授の講演をはじめいろいろ聞いたんですけども、共通することは、業者と住民の話合いによって納得した上で物事を進めるべきだということ、それが重要だということをお話されているわけですけども、現在、加美町住民はいろいろ説明を聞いたりした上で納得していると感じていますかどうかお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 納得するかしらないかという前に、事業がどういうものかということはまだまだ理解してないんだろうと思っております。

当初から私どもは住民に対して丁寧な説明をして理解を得ながら進めてくださいというお話を各事業者にはしております。事業者は平成29年1月からそれぞれの事業者が説明会を開催しております。15回ですね。そのうち2回はコロナの影響で中止になっております。このことについては、町としても広報紙及びホームページ、場合によってはホームページのみでしかお知らせできなかったところもありますけれども、広報はしております。しかしながら、なかなか最初、皆さん方は関心がなかったんだと思うんですね、このことについて。ですから各会場で十四、五人とか9人とか8人とか、あまり多くの方々が参集していなかったようでございます。

実は私、令和2年8月にJREのことについて町長日記に、10基の風車ということで書いたんですが、そのときも、いいことじゃないかという話は聞いたんですけども、特に反対というご意見もございませんでしたし、その後もそれほど説明会に足を運んで皆さんがお話を聞いているという状況でもなかったようでございます。最初あまり関心がなかったというのが事実ではなかったでしょうか。

ここに来てかなり関心が高まっておりますので、事業者が開催する説明会については多くの方々に出席をしていただきたいと思っておりますし、町も今月15日に勉強会、講演会を開きますから、風力発電事業が行われている地域を調査している先生でございますので、ぜひそういった先生のお話も皆さんに聞いていただきたいなと思っております。風力発電に対する理解、まだまだ深まっていないと思いますので、こういった努力は事業者にまずはやっていただくということが一番でございますけれども、町でもしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 今日の河北新報に大崎市長の記事が載っておりました。既に市長は渡り鳥の通り道に当たるということを理由の一つに風力発電について反対を表明しております。

それで、知事も同調しているという内容が載っておりました。

町長は保安林とか解除はしないということは明言されておりますけれども、保安林の解除だけじゃなくて、風力発電に対しての反対を表明する気持ちがあるかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、本来、首長として反対・賛成という意思表示をすることが適切かどうか、それはそれぞれの判断ですけれども、私はそうではないだろうと思っています。これは国全体として再生可能エネルギーを推進するということで、これは決定していること、国の方針でございますから、それに対して各自治体が協力するということは当然だと思っています。

やはりCO<sub>2</sub>の削減、これは喫緊の課題です。昨今の自然災害の頻発化、激甚化、これは誰しもが感じていることだと思っています。町も7月の豪雨、大変な被害がありました。それから、今回のウクライナ、ロシア侵攻によって思ったことは、やはりエネルギーの自給率を高めていくということ、これも喫緊の課題でございますから、こういったことを勘案しますと再生可能エネルギーには取り組んでいかななくちゃいけないと思っています。ただ、これは当然、自然も含めて環境保全との両立ということが大事でありますので、そのための法律が環境影響評価法でございますから、環境影響評価法にのっとって、町民の思いなども当然のことながら受け止めて、意見書にしっかりと意見を述べていくということだと思っています。

事業者におかれましては、町の意見、それから県の専門家の意見なども踏まえて、真摯にそういった環境影響を低減していく、回避していく、そういった事業にしていきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたつがる市、中泊町を視察した中で思ったことは、両市町とも、市の方も地域の方も低周波による健康被害というものが我々は確認できませんでした。その他の苦情というのがほとんどない、あっても事業者がきちんと対応してその苦情を解決していると。それから地域貢献ですね、これを非常に両事業者とも熱心に行っている、町に対する寄附などもしっかりと行っているということで、両市町ともデメリットは感じておりません。むしろ厄介な風を資源と捉えて地域活性化につなげていくことが重要であるというお話を我々は聞いてまいりました。そういった現場を実際に視察してきて、改めて環境保全と再生可能エネルギー、風力の両立ということは十分可能であろうという感想を持ったところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほど風力の事業を理解していないという発言がありましたけれども、

今回、町長はじめ職員9人で視察に行ったようですけれども、これももっと早い段階で実施すべきではなかったかなと思います。

最後になりますが、再生エネルギーを国を挙げてということで、私もある程度の必要性は感じております。ただ、1点目として、加美町に計画段階で174基という数の多さによる自然環境への影響の心配、2つ目として、我々も青森を見てまいりましたけれども、既に道路ができていたりして、山の峰ではない。そして、青森の我々が行ったところでは町の課題を解決するための一つの方策として風力発電を掲げていると。多くは加美町の場合は山の峰という建設場所、それから一部、町が建設の内容を把握していなかったと。それから、当初の計画とは大きく異なって今進んでいますけれども、町民への説明の手順、そういう不備が多々あったということは否めないと思うんです。工事が現在ある程度進んでいるところもありますけれども、その中で町民を混乱、分断させるべきではないと。事前に我々にもそんなに情報は詳しくは知らされてないかと思うんですけれども、町民の方々にも説明を十分した上で、全員100%納得というのはいろいろな物事で難しいとは思うんですけれども、その上で物事を進めるべきではなかったかなと思いますが、最後に町長の所見を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、もう少し早く手を打つべきだったと思っています。

ただ、石巻市を視察した際、全く市は関わっていない。民間の事業であって、全く関わっていない、市に問い合わせても全く対応していただけなかったという事実もあるんですけれども。石巻市の場合には市が説明会を開くとかということは一切してなかったようでございます。

ただ、今回、青森に行きまして、当初から青森の方々は、風力、風という資源を活用しようという思いがあったように思います。ですから、早い段階から事業者と町が、自治体が話合いをしながら進めていった、まさに逆に誘致といいますか、活用しようという意識が高かったんだと思います。

当初、加美町におきましてはそういった認識がありませんでしたので、あくまでも民間事業と捉えて、これは他の事業と同じように民間が責任を持って説明会を開いて、理解を得ながら進めるべき事業だと認識しておりました。その認識は今も変わらないんですけれども、ただ町ももう少し早い段階で視察などもして、地域住民に対して正しい情報をお伝えできればよかったのかなという反省は確かにあります。ただ、これは遅いということはありませんから、今後とも講演会なり視察なり、それから不安に思っている地域の皆様も現場を見るということが私は大事だと思っています。

昨日、ボランティア友の会に依頼されまして講演をしてきましたけれども、その中で発言された方が「実際にJREの現場を見てきました。そういったところはしっかりと対応しています。非常に真摯に説明いただいたし、安心しました」というご発言がありましたので、やはり現場を実際見てみる、既に稼働している現場を見てみる、聞いてみる、それから今工事をしているJREの現場、これもお問合せいただければ町でアレンジをして、町民の皆さん方も視察できるようにしておりますので、実際に現場を見る、そして我々ではお答えできないことがたくさんありますので、事業者の方々からきちっとご説明を受けるということが大事なんだろうと思っております。

しっかりと再生可能エネルギーの重要性、そしてこの事業が地域活性化につながるように、町としても努力してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは、この後にたすきをつないで、一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、5番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時25分まで。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告2番、7番三浦又英君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

答弁漏れで、総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） すいません、総務課長でございます。

早坂伊佐雄議員の一般質問の中で答弁漏れがございましたので、説明させていただきます。

契約書の締結につきまして、公印をどのように押しているかということだったと思っておりますけれども、町で行う契約につきましては、一般的に担当課担当係が契約に対して、このような契約を締結してよろしいですかという起案をいたしまして、それぞれ決裁いたしまして、最終的に町長の決裁をいただきまして締結をしているということでございます。

実際の契約書に押印するというのは、その決裁後に担当課の職員が押させていただいているという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） それでは、三浦又英君、ご登壇願います。

〔7番 三浦又英君 登壇〕

○7番（三浦又英君） それでは、通告に基づき、7番三浦、町の課題について質問いたします。

町長は、来年8月に任期満了を迎えます。それは、今期4年の任期が残り8か月余りというだけでなく、3期通算12年の任期の残り8か月余りということでもあります。

しかしながら、この3期目において突然現れた問題のほか、町長に初就任してすぐに取り組みなければならなかった問題においても、いまだなお解決されていないものが数多くあります。それらのうち、次の点の現状と課題、対応策について伺います。

1つに指定廃棄物最終処分場について、2つに風力発電事業について、3つ目として農林系廃棄物について、以上です。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆様方のご支持とご協力の下、町長を11年務めさせていただいております。心から感謝を申し上げたいと思っています。議員の皆様方のご協力にも心から感謝を申し上げたいと思っております。

確かにたくさんの課題を抱えております。また、おっしゃったように突如降って湧いたようなコロナのことも風力のことも、全く3年前には想像もしていなかったような事態も起こっておりまして、職員も対応に大変苦慮しているところでございます。とはいうものの、職員も一丸となって課題解決に取り組んでいるところでございます。今後ともご理解、ご協力を賜りたいと思います。

それでは、3点ご質問のうちの第1点、指定廃棄物最終処分場についてお答えいたします。

指定廃棄物最終処分場につきましては、環境省において平成26年1月に加美町箕ノ輪山、田代岳国有地を含む宮城県内3市町を指定廃棄物最終処分場候補地として提示しました。その後、平成28年3月に宮城県主催で開催された市町村長会議において、指定廃棄物最終処分場候補地として提示された3市町の首長がそろって候補地返上を表明いたしました。

これを受けて、平成28年4月15日に宮城県知事より環境大臣に対して、候補地の現地調査の見合せを含めた放射性物質汚染廃棄物の処理促進に向けた要望書を提出しております。環境省は、要望事項への対応として、宮城県の意向を尊重し、県内で一定の方向性が出るまでの間、現地調査を一時的に見合わせることでありまして、現在、県内では指定廃棄物最終処分場問題については先送りの状態が続いている状況でございます。その後、一切議論はなされておられません。

2つ目の風力発電事業についてでございますが、国では2050年カーボンニュートラル、脱炭

素社会の実現を目指しており、安全性や安定供給などを大前提に再生可能エネルギーを最優先の原則で取り組むこととしております。

国の政策に基づき、加美町には現在4つの事業者による6つの風力発電事業の計画があります。そのうちの1つは工事が進められております。

近年、地球温暖化による自然災害の発生が増加しており、気候変動による自然環境の破壊が懸念されております。これは決して他人事ではありません。町としましては、地球温暖化の影響を緩和させるため、風力を含む再生可能エネルギーの導入は必要であると考えております。

しかし、風力発電事業は事業者により進められる大規模な事業であるため、町政懇談会においても町民から風力発電事業についてのご心配のお声、ご意見が出ておりました。多くの方が心配していらっしゃるということは町としても理解をしております。

町としましては、災害や健康被害を誘発するような事業を進めるべきではないと考えております。再生可能エネルギーと環境保全の両立が図られるようこれまでも県を通して事業者に強く意見を述べてきておりますし、今後もその対応が変わるところはございません。

再生可能エネルギーを推進する上で大事なことは地域との共生と言われております。地球温暖化による気候変動や自然災害、海外の化石燃料に依存している現状を理解し、なぜカーボンニュートラルや再生可能エネルギーが必要なのかを町民一人一人が自分事として考えていくことが大事だと思っております。

町民の皆様からの声の一部には誤った認識をされていると感じていることもあります。先日、再生可能エネルギーに関して正しく理解を深めていただくため、東京大学名誉教授の荒川忠一先生をお招きしまして講演会を開催いたしました。12月15日には名古屋大学の本巢先生をお招きして、中新田公民館において講演会を午後6時から開催する予定としております。引き続き講演会の開催や広報紙の掲載などにより町民の皆様の理解促進や不安解消に努めるとともに、事業者には町民に対して説明責任を果たしていくようなお一層助言をしてまいりたいと考えております。

再生可能エネルギーの導入を否定してしまいますとカーボンニュートラルを実現することはできません。太陽光、風力、地熱、水力など再生可能エネルギー資源にはそれぞれの地域性を生かして、適地にしっかりと事業を展開していくということが大事なんだろうと思っております。町としましては、安全性などの確保を大前提とした上で、再生可能エネルギーと環境保全の両立を図ってまいりたいと考えております。

3点目の農林系廃棄物についてお答えいたします。

本町で一時保管している放射性物質に汚染された農林業廃棄物の総量は発生時点で約7,552トンであり、全体の99.8%が牧草及びほだ木でございます。

牧草につきましては、発生時点で4,093トンありまして、うち放射性物質濃度が400ベクレル以下のものは1,152トンでございます。400ベクレル以下につきましては、すき込みによる農地還元処理を行うこととし、令和7年度を目標に実証試験や勉強会、説明会の開催を経て、令和3年度から本格的な処理を開始し、令和4年12月時点で400ベクレル以下の牧草約3割、トン数にしますと313.3トンを農地還元しております。400ベクレルを超えるものにつきましては、現在もフレキシブルコンテナバッグに入れて一時保管をしておりますが、自然減衰により400ベクレルを下回っている可能性がある牧草につきましては再測定を実施し、400ベクレル以下であった場合は農地還元で処理していきたいと考えております。それ以外につきましても一日も早く処理できるよう、堆肥化などによる処理も含めてそういった方向性で情報収集、調査などを現在行っているということでございます。

また、ほだ木につきましては、発生時点で3,444トンを一時的保管しておりますが、うち95%が100ベクレル以下、かなり低い食品レベル以下でありますので、残りの約5%についても発生時点で約136ベクレルであったことから、自然減衰が見込まれるため、林地還元等により早期に処理するため、現在、状況調査を実施しているところでございます。

以上、ご質問3件についてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それでは、順次、質問をさせていただきます。

町長は、令和元年の町長選挙において町民に指定廃棄物最終処分場建設断固反対を訴え、公約し、当選をしました。特措法の改正と基本方針の見直しを国に訴えると幾度も話されたことを私は聞いております。国への要望活動についてお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） こちらについては、国に対して要望書を提出したり、あるいは直接国会議員の方々、地元選出の国会議員等のみではありませんが、お伺いをしまして、直接そういった訴えをさせていただきました。また、ある議員にはたしか国会でも質問していただいたと記憶しておりますけれども、なかなかこれは実現しない。一度つくられた法律は、そう簡単にはこれを変えることはないのだろうと残念な思いでおります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長も残念であると思いますが、私も残念でございます。

町長、最終処分場候補地の調査阻止活動を行いましたよね。それ何回だか記憶していますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 記憶はしておりません。ただ、多くの町民の方々にも山に登っていただいて、反対をしていただきました。一緒に行動していただきました。その中に既にお亡くなりになっている方もいるんですけれども、本当に多くの町民の皆さん方のご協力があって、取りあえず環境省がこれ以上調査に入ることができないという状況を生み出すことができたんだと思っておりますので、皆さん方に感謝しております。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 広報紙を見ますと延べ26回なんですね。美しいふるさとを守るために、毎回100人以上が田代岳に集結しまして、阻止活動を展開しましたよね。その中において職員が20名ほど従事しているんですよ。それは、町長、承知ですよ。多くの町民の方々が孫子の未来のために心一つになりまして、断固反対を訴えた姿が今でも私は目について忘れることができません。町長、あのときのことを思い出してくださいよ。どう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も忘れることはできません。心を一つにして町を守ることができたと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、多くの町民の方々に心から感謝を申し上げたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 私もそうですけれども、町長も絶対忘れることはできないですよ。

環境省のホームページによりますと、先ほど町長が答弁されましたが、平成28年4月に宮城県知事より農林系廃棄物の処理要請があり、国は要請を尊重しまして、8,000ベクレル以下の処理を優先に進め、現地調査を一時見合せということは先ほど聞きました。

ということなのですが、令和元年の加美町の町長選挙において、7月下旬に環境省の職員が最終処分場候補地を見に来ると。町長がどのような意図で話したか分かりませんが、そういう話をしたことを私は耳にしております。その時点で環境省は最終処分場候補地に入らないことが明らかだったのではないのでしょうか。それをまず町長に確認をさせてください。町民に安心を与えるべきなのに、いたずらに町民の不安をあおったのではないかという疑念が消えないのであります。その後の環境事務所の職員の動向をお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、これは最終決着がついておりません。今

でも加美町を含む3地域は環境省の中では候補地でございます。ですから、我々は気を緩めることはできないわけです。

そういった中で、ご指摘のあった7月にわざわざ環境省の方が、それも本省の方も来ると。東北の環境センターの方のみならず、本省からも来るという連絡を事務方から受けて、これは気を緩めてはならないと。引き続き町民の皆さんも、過去のことじゃなくて、これは気を引き締めてかからなきゃならないという思いで皆さん方にも訴えさせていただきました。あのときはわざわざルート変更していらっしゃったようではありますが、ただ、あれは詳細調査ではなく、あくまでも現地確認ということでいらっしゃったようでございます。

その後、その次の年か2年後かだったんですけれども、その後も環境省の方が現地を確認したという話も聞いております。詳しい動向については把握をしておりません。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） その動向については確認していないということなんですが、何らかの情報は何もないんですか。誰が担当か分かりませんが、それについてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

環境省による詳細調査については、加美町において実施されていないということで伺ってございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうしますと、町長の答弁あるいは室長の答弁からしますと現地調査については全然進展してませんよね。ということは、これは白紙撤回と理解してもいいんじゃないかと自分自身思っているんですが、この関係で最後に、町長、確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは国が白紙撤回と言わない限りは候補地のままなんです。ですから、これは我々も国の動向を注視していかなくちゃいけないだろうと思っております。何としてもこれは阻止しなきゃならないという気持ちに変わりありませんので、万が一そういった動きが出てきた場合は、いち早く議員の皆さん方にもお伝えをし、そして主張するための方策を練っていかなくちゃいけないだろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 私は白紙撤回のことを願うだけなんです。

それで、広報紙を見ますと、地質学者が地滑り発生の危険度評価について、常磐線沿線より100から200倍の危険度があると町の広報に掲載をされております。

阻止活動した多くの方々が風力発電に反対していると私は感じてなりません。町民の風力発電に対する理解が足りないのか、説明不足なのか、反対している人が正しいのか、町長、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 風力発電全般に対する理解というのはそう高くはないと思っています。実は我々職員もそう高くはないと、ですからいろいろ実地調査などもしてきたわけでありましてけれども。やはりまず風力発電事業というものに対する理解というものはもっともっと深めていく必要があると思っています。

とりわけ平成24年に環境影響評価の対象となった前と後では大分状況が違いますから、過去に様々な事故が起こったという例もあるようでありましてけれども、現在、新しい風力発電が立地しているところがどういう状況になっているのかということなども含めてしっかりと調査をして理解をしていかなくちやないということで、我々も11月24、25日、青森県つがる市、中泊町を視察したわけでありましてけれども、風力発電に対する、行って私の感じたことは、やはりまだまだ私自身も十分に理解してないと感じました。

過去の負の側面だけを捉えるのではなく、新しい機種、本当に風切り音もほとんど聞こえないぐらいの風力発電でございまして、真下でもですね、石巻とまた全然違います。これだけ技術革新というのは進んでいるんだなということ、そしてしっかりと事業者が地域貢献を行っているということも確認してきましたので、やはりそういったことを町民の共通理解として持っていく必要があるんだろうと思っています。そのためには事業者がこれまで以上にしっかりとした説明会を開催していくことが必要でありますし、町としても公平な立場で、しっかりと調査を基にした、フィールドワークなどの調査を基にした公平な立場でお話をいただく方の講演会というものは必要だと思っています。今回、本巢先生という宮城県出身の先生なんですが、女性の方ですけども、こういった方をお願いしてお話をさせていただくことになっております。

今後とも、再生可能エネルギーは先ほど申し上げましたように進めていかなきゃなりませんから、その進めていくに当たって町民の理解を十分に得ていくということが鍵だと私は思っておりますので、事業者にはなお一層の努力をしていただく、町としても努力をしていく必要があると認識しております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長、9月議会におきまして各議員が多岐にわたりまして風力発電事業について質問されました。町長は、今日もそうですが、風力発電事業は国の事業であると何度も語っておりますよね。先般、お話ししました最終処分場の関係のとき、周辺のダム建設計画に翻弄された歴史から国に不信感を持ったことは私は事実じゃないかと思います。また、データを不正に加工した疑いがあることから、町は国に対して協力できないと主張したと私は思っております。いつから不信を抱いた国に対して信頼を寄せるようになったんですか。私は分かりません。この事業には多額の資本が投じられ、そこから得られる金額も莫大なものと耳にしております。町長、町として、風力発電について精査に精査を重ねて判断すべきじゃないでしょうか、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 風力発電は国の事業だと私は申し上げておりません。再生可能エネルギーを拡大することは国の方針であると、36%から38%まで増やすということは国の方針であるとお話ししました。事業はあくまでも民間事業でございます。そのところは誤解のないようお願いしたいと思っております。

私が申し上げますのは、再生可能エネルギーはどうしても必要です。地球温暖化防止のためにこれは必要でございます。また、エネルギー自給率を高めるためにも必要でございます。それぞれ適地があると思っております。風力は風力、地熱は地熱、あらゆる再生可能エネルギーを使ってエネルギー自給率を高めていく。CO<sub>2</sub>を削減していく。これはすべからず国民一人一人が自分事と考えて取り組んでいくということが大事だと思っております。そして、その中で地域への貢献をしっかりとやっていただく、地域と共生していただく。そのために、地域住民の理解を十分に得ながら事業を進めていただくように事業者にも求めておりますし、町としてもそういった努力をしていかなければならないと思っております。

今回、中泊町、つがる市に行きまして、非常に私も感心しましたのは、事業者がしっかりと地域課題と向き合って、地域課題を解決するために取り組んでいるということですね。例えばつがる市でございますけれども、つがる市では事業者が20年間で、これがそのまま加美町に当てはまるわけではございませんけれども、これは38基ですね、固定資産税が20年間で49億7,000万円、これは事業者の算出ですけれども、49億7,000万円です、20年間で。そのほか、2つの事業を行っておりますので、グリーンパワーともう一つの事業も行っておりますので、この2事業者は売電収益の中から20年間で22億円を出資して基金をつくっております。この基金を使っ

て、例えば、38基建っている下でメロンを作っている農家さんが結構おまして、メロンロードとも言われているらしいんですが、どうしても夏場だけに限られている。冬場もというので通年でメロンを作って出荷できるように、今、ハウスで水耕栽培の実証事業も行っているようですが、この資金もその基金から出されている、事業者が出資した基金から出されていると。そのほか様々な地域の課題を解決するためにその基金が有効に活用されているというお話もお伺いしてまいりました。

環境保全はとても大事です。一方では、どうやったら地域の課題を解決していけるか、そのための資金をどこから捻出していくかと考えたときに、むげに風力発電を拒否するのではなくて、やはり両立を目指していく、地域活性化につなげていく、利用していく、邪魔者の風を資源と捉えて活用していく、そして地域活性化につなげていくという発想も私は大変重要だなということを認識してまいったところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それでは、町長、10月の広報紙にいろいろと風力発電関係について掲載しております。まず1つに、環境保全と風力発電の両立を目指すということで見出しを書いています。これについて、町長、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはSDGsの基本的な考え方でありまして、それから環境影響評価法もそういった考えにのっとってつくられている法律でございますので、そういったタイトルにさせていただきました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それでは、次にお聞きしますけれども、町長は先ほど青森県の中泊町関係についていろいろお話をされておりました。私は、加美町と条件が違うんじゃないかと思うんですね。視察した場所については、あくまでも風力発電をよしとして地域のまちづくりをしてきているんじゃないですか、と私は思っています。

それで、この広報紙を見ますと、要するにお金の話もさっき出ました。それで、建設工事と維持管理に係る地元雇用、燃料の地元調達、飲食・宿泊利用などについて地元事業者にメリットをもたらすということを記事にされております。確かにそうだとは思いますが、業者の方々の有利性を考えた上でのことじゃなく、地元の人たちの健康に関してはどうなんでしょうか。

先ほど町長は低周波被害はないというお話をされましたが、町長、ある国政選挙において、町長、面識ありましたよね、そのときの候補者ですよ、私の職業の見地から風力発電の低周波

被害は距離に関係なくありますよとマイクを通して言った経緯がありましたよね。また、低周波被害をなくすため周辺の方々を移転させてくださいとも話されていまして。町長、承知していますよね。あのとき我々も、あと同志もいたんですよ。

どうして町長は町民の安全で快適な生活を変えようとするんですか。不安を募らせるために疑念を持つしかありません。ある宮崎地区の事業に参加された若者から、ぜひこのすばらしい自然を守ってほしいと広報紙に書いてありますよ。施政方針においても、この美しい自然と安全な水、そして誇れる故郷を子どもに残していく責務がありますと述べています。自然を破壊し、新たな災害を生み出す、低周波被害をもたらす風力発電事業と町民の安全な生活の権利について、町長はどのように考えるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町民の安心安全な生活を守るといこと、これは最優先でございます。

ただ、一方で、その脅かすもの、町民の命と暮らしを脅かすものの一つが地球温暖化です。昨今の豪雨災害等々は地球温暖化に起因しております。ですから、町民の生命と財産を守るためにも、温暖化対策、これはどの地域であっても世界的にこれに取り組まなきゃいけないということだと思っております。ですから、これは無関係のものではなく、どっちかを取るといことでは私はないと思っております。町民の生命と財産を守るためにも再生可能エネルギーの取組は重要であると認識しております。

低周波の問題でございますが、いろいろなご意見の方がいると思います。ただ、これは荒川先生も言っていました、サイエンス、科学の面ではこれは解決済み、1キロから2キロ離せば問題ないというお話でございます。某先生も私に対して、2キロ程度離せば大丈夫でしょうというお話も個人的にしておりました。さらに、本巢先生、今度来ていただく先生、この方は先ほど申し上げましたように風力発電が稼働している地域の調査を行っている環境社会学者でございます。この方がどういったお話をするかまだ承知しておりませんが、先生が書いた論文を見ますと、実は低周波被害は距離に関係していない、何に関係しているかという心理的なもの、それが調査の結果です、しっかりした調査の結果。ですからこそ、私も前回言いましたけれども、地域住民の理解を得ながら進めていくことが大事なんですね。地域住民の理解を得たところでは、近くても、先ほど申し上げたような中泊町、つがる市もほとんど苦情がない、健康被害は全く確認されていないという地域でございます。ですから、今後、事業者、町も含めて、風力発電事業に対してしっかりした理解を皆さん方に持っていただくということが大事なんだろうと思っております。

なお、中泊町については13基が山に建っておりますから、宮崎地区などと同じような条件だと思っています。一番近いところで800メートルぐらいですかね。私が確認したのは、老人ホームが1キロ、風力発電から1キロ手前に老人ホームがありましたけれども、全く健康被害、低周波被害、そういったものは確認されていないということでございますから、本巢先生の調査のように、距離というよりは、距離を取ったほうが音は低減していきますから、いいんだろーと思いますけれども、むしろ心理的な影響、これが大きいんだろーと思っていますので、なお一層、事業者には丁寧な説明をしていただきたいなと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 別に再生エネルギーの事業について反対を述べているわけではございませんので、誤解ないように。

それで、風力発電事業について、反対、推進の要望書と請願が議会に出されています。町も多分同じだと思います。この現状を見ると、これまで築いてきた旭地区のコミュニティ、お金では買えない最も大事な絆が崩れ、分断することを危惧しております。町内のモデル地区として地域運営組織を立ち上げまして、5年間の時間を要して提案書が出されましたよね。それで、町としまして、地域住民の意見をどう考えているのか、1点、まずお聞きかせください。

次に、先ほど言った地域社会の分断について、分断のおそれについて、町長、心を述べてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も非常に危惧しておりますし、残念だなと思っています。旭地区が一丸となって、まさにモデル地区として今後旭の活性化に取り組んでいかなきゃならないという時期ですので、そういった中で風力発電という降って湧いたようなお話ですよ、皆さんにとっては。我々にとっても、我々が誘致したわけではありませんから、突然こういった事業が始まるということになったわけでありましてけれども、そのことで地域の皆さん方が困惑しているということは本当に残念に思っております。

私も実はいろいろな機会にいろいろな方々からお話を聞いております。進めるべきだと、若い方々の中では進めるべきだと、むしろ風力発電で地域の活性化に取り組んだほうが良いと考えている方も少なからずいらっしゃいます。中立だという方も当然います。反対の方もいます。様々な意見があるんだろーと思っています。そういった中で、そのことも含めてなかなか自由に話し合いができないということでお困りだという話も聞いております。

このことは、もう一度、これまでのことがいろいろあろうかと思いますが、一旦まさ

に白紙にして、何が事実なのか、そして皆さんで、区長たちは中泊町、つがる市に行って実際見てきていますから、昨日も某区長から、心配ないと、本当に驚くほど、身構えて行ったけれども心配するようなことはなかったというお話をされていましたが、現地にそういった最新の風力発電が設置されていて、そこでどういうことが起こっているのか、プラスのこともマイナスのこともしっかりと視察をしてきて、そして真っさらな状態で話し合うことが大事なんだろうと思っています。もし皆さん方が現地を見てきて、事業者の話もしっかり聞いて、その上で地域活性化のために風力発電と共生していこうということであれば、私はそういう方向もあるんだろうと思っていますから、区長も来年には事業者を呼んで話し合いをしたいと言っておられましたので、そういったことが私は大事なんだと思っています。まさに真っさらな状態から、何が事実なのか、何がそうじゃないのかということの一つ一つ検証していく、心配事が本当にそれがそうなのかどうかということの一つ一つみんなで検証していく、そして方向性を見出していくということが大事だと思っておりますし、町としてもそのための支援は惜しまないつもりでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 先ほどから地域活性化という答弁をいただいているんですが、地域活性化ということで、どういうものを考えて想定されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはまだ具体的に協定書も進んでおりませんが、例えばつがる市、中泊町については農林漁業に対する支援、先ほど申しあげましたメロンのハウス栽培、水耕栽培の実証事業だったり、それから集荷場が狭くて野ざらしになっていて品質が低下しているということで、集荷場を広くして品質を確保したり、そういったことにも使われているし、それから地域のお祭り、こういったことの支援、様々なことに、それから除雪とか草刈りとかそういったところにも支援をしているということでございますので、旭地区についても様々な支援を、事業者は支援をしたいと、一緒になって地域の課題を解決したいと思っておりますので、一緒になって課題を解決していくということも十分、私たちが見てきた範囲ではですね、大手事業者ですから、日本風力ですから、そういった姿勢で取り組まれると思っております。例えば宮崎の場合、農業ですね、主体は。宮崎はいち早くアイガモ農法など有機栽培に取り組んだ地域でもありますから、例えばそういったものを宮崎の旭地区で推進していくために協力をもらうということなども、個人的にはですよ、あるのではないかと考えています。そして作った米の販路拡大、農作物の販路拡大、そういったことにも十分協力してもらえらるだろうと思

っているところであります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） いい方向に結びつければいいんですけどね。いろいろとこれまでも農業関係での振興策等やってきたわけですけども、なかなかいい方向に進んでいないのが現状だと思いますので、町長の考えにご期待を申し上げます。

町長、私、先般、風力発電業者から、事業計画、設置計画の予定地に案内されて行ってきたんです。そうしましたら、1か所が何と最終処分場候補地の入り口だったんですよ。あそこに何十基建つ計画がありますよね。町長、現地を確認していますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

グリーンパワーインベストメントの現地、町民の方と見て説明をする機会に議員もいらっしゃったというときに、最終処分場候補地の箕ノ輪山のところにも今の段階では方法書なんですけれども赤いエリアで計画が入っております。ですが、次の準備書の段階になりますと、そこはうちの町長からは保安林になっていますから認めないというお話もしていますので、それを踏まえてどのように出してくるかということが今の現状だと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 先ほど適地というお話がされました。加美町の風力発電の設置場所の適地というのはどこを考えておりますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私が適地と申し上げましたのは、風況ですね、個々の場所というよりは風況がいいかどうかということで事業者は場所を選定いたします。環境省が出しているデータなどを見ても20年間の平均風速が9メートルを超えるというデータもありますので、事業者としては加美町の周辺は適地ということ、奥羽山脈沿いが適地なわけでありましてけれども、事業計画を立てているということでもありますので、例えば地熱が強いところは地熱発電をどんどん、どんどんといいますか、環境との調和は一緒ですけども、進めるべきでしょうし、加美町の場合は再生可能エネルギーとしては風力なんだろうと思いますから、そういったところに事業者が計画をしているということだと思っております。

また、その中でどこが適地かということは、先ほど申し上げたように環境影響評価の中で絞り込まれていくだろうと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長、再生可能エネルギーにつきましては、私は、他の自治体より先行してやっていると思うんですよね、木質バイオを含めた。あと太陽光関係についてもやっていますよね、助成金を出しまして。ですから、私は必ずしも風力だけで再生可能エネルギーということじゃなくてもいいのではないかという思いが強いですよね。といいますのは、かみでん里山公社が屋根貸しで太陽光という話が、いろいろとお話を受けたんですが、それを東京都みたいに町の事業として、それに蓄電池を加えて、風力発電事業じゃなく太陽光発電事業ということで再生可能エネルギーとすれば、町民も安全安心で事業の展開ができるんじゃないでしょうか、と私は思っているんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 再生可能エネルギーについてはエネルギーミックスが大事だと思っています。これ1つということではないと思っています。町として、先ほど申し上げましたようにこれは民間事業ですから、町が風力でもって再生可能エネルギーを進めていこうということではございません。ただ、町が主体となって行う事業、バイオマスであったりそういった我々ができる事業は推進していく必要があると思っておりますし、一方で2050年のカーボンニュートラルの目標を達成するためには日本全国で風力なり地熱なり様々な再生可能エネルギーに取り組んでいかなくちやないだろうと思っております。屋根貸しということも一つの方策だと思っておりますが、あらゆる再生可能エネルギーへの取組、エネルギーミックス、これが重要だと認識しております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ある催しの会場で、首長の反対によりまして風力発電事業が中止された実例の話を聞きました。町長は、国の方針で、事業は民間でやるという話を先ほどからされておりますが、そういう事例もありますという話も聞いています。

これは町長日記に書いてあるんですが、「住民の反対行動は民意を政治に届ける権利です。それを不法行為と非難し、意向を無視し、強引に計画を進めるようでは市井の声が届かない。不健全な民主主義の国になってしまう」ということを述べております。なぜ、反対の声、地域の声を聞いていただけないんですか。不安を払拭できない町長は、町民の声を無視して、先ほど、くどいようですけれども、国の方針、事業は民間でやるということで済むんですか。俺はそうじゃないと思いますね。町長、考えを聞かせてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私が町政を運営する中で一番に考えていることは、何が町民のため、町

勢発展のためになるかということです。全てはそこです。そういった中で、町長日記にも書かせていただいたように、物事を多長根、多角的な視点から見る、そして今の目先のことだけじゃなくて長期的に見る、それから物事の本質、根本を見るということを旨に判断をさせていただいております。

風力発電事業についてはいろいろな声があります。反対する方々だけではありません。ですから、私たちは総合的にこれを判断しなきゃならないと思っています。さらに、健康被害という不安も当然あるでしょう。それが事実かどうかということもしっかり確認していかなくちゃならない。一方では間違いなく地域活性化につながっているという地域があります。そういったことも、町民の幸せ、町の発展のために、そういったことも事実として私たちは受け止めていかなくちゃならない。そして、中長期的に考えた場合、やはり町の財源確保ということは重要な課題でございます。固定資産税、寄附、様々な町に対するメリット、それから事業者は多くの雇用を生んでおりますし、それから災害時等、当然これは事業者が存在しなければ町としても対応できなくなりますから、事業者にも健全な経営をしていただかなければなりません。

そして、物事の本質は何か。これは何としても地球温暖化、CO<sub>2</sub>の削減、これにはどの地域だって取り組んでいかなくちゃならない。これは風力発電ができれば解決するわけではありません。町民一人一人の日々の生活、例えばできるだけ車を使わずに、近いところは歩いて行く、自転車で行く、あるいはごみもしっかりと分別していく、こういったことも含めて町民全体の取組として、民間ができることは民間でやる、町がやれることは町がやる、町民一人一人ができることはやっていくということで、地球温暖化、脱炭素に取り組んでいく、これがこの事業の私は本質だと思っています。そういったことも含めて、しっかりと民間ができるところは民間にやっていただくということが私は大事なんだろうと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 風力発電で1点確認させてください。

9月の議会におきまして、先ほど保安林解除の話もあったんですが、保安林は町長は同意しない、町有地も貸さないと明確に答えていただきましたよね。国有林の貸付けについても同意はしないですね。同じですね。それを確認させてください、1点ね。

先ほど早坂議員が話したとおり、保安林解除と保安林内の作業許可の組合せということでやっている事例があるんだそうです。それは間違いなく書いてありました。こういうことも聞いておりますので、町への相談はありますかということを確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。

ただいまのご質問で、町の森林整備対策室ですが、そのような相談が業者からありますかというご質問ですが、そういうご相談はまだうちらほうには来ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これも誤解のないようにお話ししますが、町有地を貸さないと私は言っておりません。保安林については、先ほど申し上げたように、国のガイドラインに基づき、公益性のない民間計画に対してはこれは同意しませんよということをお話ししております。町有地を貸さないと申しておりますし、国有林を貸す際に特に町の同意というものは必要ではありませんので、そこは国の判断で貸す貸さないということになるだろうと思っております。ただし、先ほど申し上げましたように、保安林については地域の首長の同意が必要ですから、これについては公益性が認められない民間事業に対しては同意しないということをおっしゃっているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 同意はしないということですね。了解しました。

それでは、農林系に行きます。

田代に保管されている汚染牧草、一向に進みません。先ほど自然減衰で400ベクレル以下になるまでということですが、先が長いですね。町長、これで課題解決になると思いますか、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 原発事故の処理というのは、どこの地域も非常に長い時間をかけざるを得ない。ですから私は、原発に依存しない社会をつくるべきだと思っていますから、そういった観点からも、やはり風力を含む再生可能エネルギーにしっかりと取り組んでいく必要があると思っていますので、時間はかかるけれども、着実に解決に向けて、処理に向けて今進めているところであります。ご理解ください。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 何十年たっても何か同じような答弁をいただいていますね。

それで、一般ごみとの混焼について、毎回これも提案しているんですが、いつもその焼却となりますと指定廃棄物最終処分場並びに大日向の関係へ質問を転換しておりますよね。焼却できないということを今でも思っていますか、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、私の考えというのももちろんありますけれども、これは大崎広域から、どなたが聞いていただいても答えは一緒ですけれども、現在、大崎市、美里町、涌谷町の農林系廃棄物を混焼しておりますので、この予定が令和9年度まで、完了が令和9年度までとなっていますから、それまでは今の枠組みでやりますと、やらせてくださいと。それ以降は、加美町、色麻町のものも混焼が可能となりますと、これが大崎広域の考え方でありまして、これは聞いていただいて結構ですけれども、同じ答えが返ってくると思います。ですから、加美町、色麻町については、混焼が可能となるのは現在の事業が終了後ということになると認識しております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうしましたら、町長は焼却も可ということで理解していいですか、お答えください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全く否定しているものではありません。ただし、先ほど申し上げたように、堆肥化というものも進めていくべきだろうと思っています。なぜかといいますと、今はすき込みをやっておりますけれども、これは畜産農家は非常に助かっているんですね、自分の手出しなく草地更新できるわけですから。ましてや飼料とか肥料とか大変高騰してお困りの中で国の事業でできるということ、これは大変大きなメリットだと思っています。なおかつ、しっかりと調査もしてセシウム等の影響はないということを確認しておりますので、今後しっかりすき込みをしていく、場合によっては堆肥化によって農地に還元していく、そのことによって畜産農家も草地更新できるということになれば、周囲のご理解が当然必要でありますけれども、それは畜産農家にとってもメリットのあることだろうと思っていますから、単に持って行って焼却すればいいという話ではないだろうと認識をしているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 焼却炉の訴訟と新たな最終処分場建設計画について、2点お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。第1点目の訴訟についてお答えいたします。

平成30年に損害賠償請求ということで、そのときは試験焼却についての訴訟が対象124名の住民の方から起こされました。その後、仮焼却については終了しておりますので、公金支出差

止めを求める訴訟に変わりまして、令和2年1月に損害賠償請求が行われております。現在もその訴訟につきましては継続中であります。詳細については訴訟継続中でありますので申し上げられませんが、令和4年度についても7月と10月に口頭弁論が開かれております。今月26日も口頭弁論が予定されております。以上です。（「もう1点」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君、足りないですか。もう一点だそうです。

○町民課長（浅野 仁君） では、一般廃棄物の処分場についてお話しします。

ご存じのとおり、今現在、三本木の大日向で処分場が運営されておりますが、大日向の処分場については令和12年で満杯になる予定です。

今後、長期計画ということで、なるべく長く使えるように努力していくということをお聞きしておりますが、令和6年までに次の処分場の計画を立てて、予定地を決めて工事を開始し、5年間をかけて造成工事及び周辺工事を開始しまして、それに間に合うように次の処分場の建設計画を進める予定となっております。構成する各町より1つずつ候補地を令和5年5月までに出すという計画です。それに伴いまして、令和6年中に大崎広域で組合会を経て正式に決定し、令和7年から工事を始めたいという計画の案でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 詳細に聞きました。令和7年に工事が始まるということなんですが、町長、農林系廃棄物を早く処理しませんか。最終処分場をいち早く1番目に加美町が設置してくださいということも含めて議論してくださいよ。それをお願いして、終わります。

○議長（早坂忠幸君） 回答はよろしいですか。（「ありましたらお願いします」の声あり）

町長。

○町長（猪股洋文君） 1市4町から候補地を出すことになっております。大崎広域としては最低3ヘクタール、できればもっと広い6ヘクタールぐらいを確保したいと。そうしますと同じ地域で、今回のやつが満床になったらその地域内でまた隣に新たな一般廃棄物最終処分場を造れるということで、手間がかからないということで、できるだけ6ヘクタールぐらいの土地を望んでいるようでございます。ですから、そういった有利な、交通の便もあるでしょうし、有利な場所を各地区でどこが一番有利な場所を出せるかということですね。町としてそれだけの有利な場所を示すことができるかどうかということになるんだろうと思っています。

なお、先ほど申し上げましたように、令和9年度で終了する予定のようでありますから、今の焼却ですね、この後については当然これは可能であるという広域の見解でありますので、また大日向クリーンパークとも既に合意書を交わしておりまして、混焼については持ち込むとい

うことに同意していただいております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、広域としてはあくまでも今の枠組みでということですので、その後についてはしっかりした手続を踏まなければ焼却というわけにはいかないだろうと思っておりますけれども、それは可能であるということでもあります。できるだけいろいろな取組、何と申しますか、選択肢ですね、我々もきちんと調査をしながら、本当にできるだけ、私も大変心苦しく思っていますので、できるだけ早く処理できるように努力してまいりたいと思っています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、7番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時15分まで。

午後0時32分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、通告どおり2件、一般質問させていただきます。

まず初めに、風力発電に関する町有地の地上権設定契約等について伺います。

風力発電施設の建設に関し、事業者と締結した町有地の条件付地上権設定契約書の以下の点について伺います。

皆様には、契約書がタブレットの請願・陳情・要望という項目の中の22ページから30ページにありますので、そちらを見ていただければありがたいと思います。

まず、①令和元年11月27日に顧問弁護士と契約内容の相談をしていると思いますが、その内容について、また令和2年3月27日に契約しておりますが、顧問弁護士にはその内容を確認していただいたのか。

②条件付地上権設定契約の内容について。第4条1項、地代について、この金額の算定根拠について。2つ目、第6条2項及び3項、本地上権対象土地の管理などについて、町に不利益ではないのか。3点目、第7条2項、中途解約、これについては不平等ではないか。次に、第12条2項から6項の甲の契約に対して、町に不利益ではないのか。

続いて、③条件付地役権設定の契約内容について伺います。第6条1項、対価及び支払い方法、こちらの金額の根拠。12条2項、承継義務、町に不利益ではないのか。

次に、④ J R E 宮城加美以外の風力発電計画で、町有地の地上権設定契約の相談はあるかどうか。

最後、⑤契約書を広く町民に公表し、このような内容の契約を締結した理由を説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上5点、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） まずもって、このたびの宮城県文化の日表彰におきまして地方自治功勞表彰を受けられまして、誠におめでとうございませう。長年の町行政の發展に寄与していただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思っております。今後ともますますのご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、風力発電に関するご質問、大きく5点いただきましたので、1つずつご説明をしてみたいと思っております。

風力発電に関する町有地の地上権設定契約等についてということですが、J R E との契約に関してご質問がありましたのでお答えいたします。

まず、当該地上権設定につきましては、令和元年9月と12月に議会全員協議会において、協議の経緯、使用料金の算定根拠などについて説明させていただき、令和2年3月27日に締結しているところでございませう。

まず1点目でありますけれども、議員ご質問のとおり、令和元年11月27日に風力発電に関して顧問弁護士への相談をしております。内容は、町有地の地上権、地役権を設定することの影響、事業者が地上権へ担保設定することによる町への影響について、それから契約書の内容についても確認をしていただいております。

2点目、3点目はいずれも契約書の内容についてのご質問であります。契約の締結に当たっては、契約当事者の意図することについて、互いの合意の下、行っております。どちらかに有利に働くとか不平等になる内容ではないと考えております。これは賃貸借契約の双務契約では当然の契約内容であるとも聞いております。それを踏まえてお答えをさせていただきます。

次に、2点目、条件付地上権設定契約書の内容について、4つの質問をいただきました。

1つ目、契約書第4条1項、地代の根拠ですが、加美町財産規則、加美町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例など関係条例等に基づき算出しております。

2つ目、契約書第6条2項及び3項、こちらは地上権対象土地の管理等についての条文とな

っております。第2項は、町と事業者のどちらかの責めに帰することができない理由、例えば大規模な自然災害等が想定されますけれども、そういった事由により、土地に復旧、修繕の必要がある場合は町が復旧、修復を行うという内容です。また、事業者は町に代わって復旧、修復をすることができるといったことも併せて記載されています。事業者に責めがある場合は当然事業者が土地を復旧、修復してもらうこととなりますが、町が地代を頂いて賃貸しているという性質から、自然災害等に起因した土地の復旧、修繕について町が行うこととしておりますけれども、実務的には契約書に記載のとおり事業者が行うことになるケースが多いものと認識しております。

実際、青森県中泊町でも、先ほど申し上げましたように8月の豪雨で大分のり面が崩壊しておりました。その復旧作業に当たったのは事業者であるということも確認してまいったところでございます。

第3項は、土地のクレームなどが発生した場合は町が解決するという内容であります。ここで述べられているのはあくまで土地に関するものでありまして、町が土地所有者として対応することは当然であると思われまます。例えば土地の境界に関する問題などが考えられますけれども、そういった事例はほとんど発生しないものと考えています。

なお、風車、風力発電事業に関するクレーム等については当然事業者が対応することになります。

3つ目、契約書第7条2項、中途解約についての条文であります。第2項については、不可抗力等の理由により、また地上権対象土地に隠れた瑕疵があり、風力発電事業の継続が困難となったときは、事業者は町の損害を賠償することなく、契約を中途解約できるといった内容になっています。本地上権設定契約の地代は、事業者が風力発電事業から得た収益により支払われていると考えられますので、事業が継続できなくなった場合、中途解約を行うことは当然ではないかと考えております。また、瑕疵によって事業ができない場合に中途解約できるというのは、瑕疵担保責任ですので、町にとって不平等とは考えておりません。

なお、中途解約により地上権が消滅した場合、本契約第9条により、原則、原状復旧を行うことが記載されておりますので、中途解約後に風車が残置されることは基本的にありません。

4つ目、契約書第12条2項から6項、甲の約束についての条文となっております。

第2項は、地代の支払いは事業者の現金・預金及び財産のみで清算が行われて、なお債権が残る場合はその債権を放棄するという内容ですが、地代は先払いですので、本条項により不利益が生ずるリスクは極めて低いと考えております。

第3項は、事業者に対して民事再生法等の手続は行われなかったということと、事業用資産の保有を阻害する強制執行や保全処分は行わず、かつ強制執行や保全処分の申立てを放棄するという内容です。このことにより、事業関係者が業務継続、倒産回避に協力し、各種支払いの確実性を高めるものです。

第4項については、守秘義務に関する内容となっております。契約に関して全てにおいて開示されるべきではないとの意図から記載しておりますが、加美町情報公開条例等の関連法令に基づいて取り扱うものでありまして、開示すべきものは開示することにしております。ただ、その中で、当事者同士の認識、そういった認識は当事者同士で共有しているというところでございます。これはほかの契約の事業者との間でも同じであります。

第5項については、町は留置権及び先取特権をあらかじめ放棄するという内容になっております。本契約においては適用される場面はないと考えております。

第6項については、町は事業者に対する債権と債務等を相殺しないという内容です。町の事業者に対する主な債権は地代ですが、地代は先ほど申し上げましたように先払いのため、相殺するようなケースはないと考えております。

続いて、大きな3点目でありますけれども、条件付地役権設定契約の内容について2つご質問をいただきました。

1つ目、契約書第6条1項、地役権の対価についてですが、先ほどの地上権の地代の根拠と同様に、関係条例等に基づき算出しております。同様に令和元年12月3日の議会全員協議会において説明しておるところであります。

2つ目、契約書第12条2項、承継義務についての条文であります。この2項は、事業者が地上権を第三者に譲渡するときは地役権についても譲渡人に継承させることを町はあらかじめ承認するという内容です。地役権というのは随伴性があるため、用役地と分断されることはなく、用役地が継承されると自動的に地役権も継承されるという性質のものであります。地上権の移転と同様に、本契約上の地位も移転させないと地役権者と契約当事者がばらばらになってしまいますので、地役権と契約当事者を同一にしておくという点からも問題ないと考えております。

4点目、JRE宮城加美以外の風力発電事業で町有地への地上権設定契約の相談はあるのかというご質問であります。いずれの事業者も計画段階ですので、現時点において町有地への地上権設定契約などの具体的なお話はありません。しかしながら、事業が認可された場合は町有地を貸していただきたいといった相談は受けているところであります。

最後の5点目ですが、契約書を広く町民に公表し、このような内容の契約を締結した

理由について説明する必要があるのではないかというご質問でありました。

町では、風力発電事業のほかにも様々な事業者、個人へ町有地を貸しております。また、同様に、様々な事業者、個人へ売却等をしてしておりますが、いずれの契約においても広く町民へ公表し説明しているものではありません。もちろん公表を義務づけられているものでもありません。町としましては、全員協議会等を通じて度々議員の皆様にも風力発電事業に関する説明をしておりますし、情報公開請求をしていただければ、識別性の高い情報等を除いては開示が可能となっております。現に開示をしております。また、事業者においても説明会などを開催し、住民の皆様へ風力発電に関する情報提供をしているところでございます。

以上のことから、町民へ契約書を公表すること、契約の内容について説明することは考えておりません。

以上、風力発電、大きく5問、ご質問に対して回答させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず契約書の内容について、どの程度踏み込んで相談したのか、顧問弁護士に対して、具体的にお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

顧問弁護士への相談につきましては、この契約書が提示されて、町で確認した後に顧問弁護士に見ていただいております。その段階では、町と事業者の間で不平等と申しますか、そういったところがないというところと、契約書としての誤りがないとか、そういったところを中心に見ていただいて、特段の問題がないということで契約に至っているというところでございます。当時、深く踏み込んでこういった場合はこうだとか、そういったところまでの判断と申しますか、そういったところまでは見ていただけてないのかなと感じております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、今度もう少し詳しく、令和元年6月20日に第2回公有財産取得処分検討委員会が開かれております。この議事録の中に、司法書士に相談したという文言がございます。その内容について、どのような相談をしたのか。また、事業者から分筆したいと相談が来ているのでという記述もあります。この件について詳しくご説明いただきます。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

司法書士に相談した件につきましては内容を把握してございませんので申し訳ございません。

分筆についてのご相談というのは、地上権設定する際にその範囲を分筆して登記をするということがありましたので、そういったところでのご相談だったと認識してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 地上権設定と地役権設定の範囲の地図、皆さんの資料の後ろのほうにあります。風力が建つところは22メートル角ぐらいだと思います。484平米でした。そして、風力が回る円の部分といいますか、そちらの地役権設定、それと通路として点検用に使う、もしくは工事用に使うというところで設定をしているわけですけれども、こうやって小さくすれば、町で得る収入といいますか、地代がどんどん減ってくるんじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

風力発電事業を行う際に必要な範囲ということでの考えでこのようにされているのではないかとございまして、ここは草地として畜産農家に使っていただいておりますが、そこには影響のないところ、草地としての影響のないところと区別をすると認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） これは次にも続くんですけども、次は令和元年11月21日、第5回公有財産取得処分検討委員会で地上権設定についての話がありました。その中で「業者に確認しましたが、他の事例もそういった手法でやっており、こういうやり方が一般的との回答でした」という発言があります。事業者の言いなりではないのかと。先ほど早坂議員の中で、事業者が作ったものをベースにというお話でしたが、そのほかに加美町として事例を調査するなりほかのことを検討するなり、なぜしなかったのか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。公有財産の検討委員会の委員長もしておりますので、私から答弁をさせていただきます。

今ご質問の件につきましては、その議論の中でいろいろ話があったんですけども、今言ったような、ほかの事例についての調査というものは実際しておりませんでした。内容等がどうかという部分、そういったことを中心に議論しておりましたので、ほかの地区のこういった内

容等を調査するという事まではしておりませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） やはりきちんと、議事録といいますか、会議録を読んでも、最初の契約なので多分大変だったと思いますが、こういった重要な契約ですので、やっぱりやるべきではないのかというのが率直な感想です。

次に、当初の予定では、これは全員協議会でも説明いただきましたが、11月27日に弁護士に確認していただいた後に令和元年12月に契約締結の予定と我々は説明をいただいております。しかし、契約がされたのは令和2年3月27日に契約を締結しております。これはなぜなのか、まず1点です。

次に、町が正式な契約書を受け付けたのは、受付印が令和2年3月25日です。そして契約日が3月27日、この間に顧問弁護士に内容を確認していただいたのか、その点を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

まず、11月に最初に顧問弁護士見ていただいて、その後やり取りをして3月に受付をして、締結したのが3月27日というところで、なぜこのぐらいの期間がかかったかということでしょうか。そのことにつきましては、正確ではないかもしれませんが、契約書の条項の解釈についてお互いに確認する時間が必要だったんだろうと感じてございます。

あと、お互いに協議が進んで、契約をする段階で確認していただいたかということにつきましては確認が取れてございませんので、申し訳ございません。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） つまり、3月25日に町で受け付けて、27日、要するに中一日で即決裁というか、判子を押して契約、しかも弁護士にも確認してもらってないという状況で果たしているかどうか。この辺は、もし今後こういった契約がある場合にはきちんとすべきだと思いますが、町長、ここまでの間でどのように思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も詳細は把握しておらないんですが、どの契約も申請された時点ではもう当然内容が固まっているわけですよ。両者の合意が既に行われているということでありますから、そのプロセスの中でしっかりと担当と事業者で話し合っ、それぞれの条文について吟味をし、そして当然、町にとって不利益を被ることのないように確認した上で受け付けているはずでございますから、2日しか契約までの時間がないということはあまり問題ないだろ

うと思っておりますし、逐次、担当も、ここも確認が必要ですが、弁護士の意見なども聞きながら進めているものだろうと思っております。そういった解釈であります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そういった場合、当然やり取りはあったんでしょうけれども、11月27日以降、条項ないし内容のやり取りで変更したり変わったりしていますか。もしした場合に、また弁護士にきちんと見ていただいていますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

大変申し訳ございません。11月に弁護士に見ていただいて、その後、町と事業者とのやり取りで契約書の訂正、変更とかあったかというところについては、把握してございませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 私もはっきりそういった変更したかどうか記憶にございませんので、調べて内容を報告したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） じゃよろしくをお願いします。

それと、申請者などについて伺います。

配慮書、方法書、公有財産の交渉まではジャパンリニューアブルエナジー株式会社で進めております。ところが、地上権設定契約直前の令和2年3月26日に登記が変わっております。ジャパンリニューアブルエナジーから一般社団法人サポートホールディングスJRE宮城加美となっております。3月26日です。3月25日に受け付けて、3月26日に名義が変わって、3月27日には契約をしています。この辺について説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

大変申し訳ございません。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、確認の上、報告をお願いいたします。

次に、条項の内容について、少しお話を伺います。

まず、条件付地上権設定契約書の第4条1項、金額の根拠なんですけれども、こちらは太陽光発電と同じく宅地の30%ということで設定されたと思います。しかし、風力発電の場合は災

害や様々なリスクが大きい。様々な状況を考えても、この4基分の契約、488平米で5万3,000円云々の年間使用料というか、地代です。これで契約を結んで、何かあったときには要するに町のお金でそういった修繕といたしますか、そういった契約になっておりますが、5万円何がしを毎年もらって、何か土砂崩れなり災害があったときに何千万円と出た場合に、全部町で負担するんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

地上権設定した対象の土地、縦横20メートルぐらいずつの面積でございまして、その面積のほぼ全体が基礎部分になっておりまして、地面が出ている部分というのは非常に少ない面積になるのかなと思ってございます。そうした中で、ここで町が負うべき負担というのはあくまでも自然災害等を想定したものでございますので、それほど過小な金額ではないといえますか、そういうふうに認識してございますし、第6条2項の後段に事業者側がそれを復旧することも可能であるということも付け加えられております。

事業者とお話しした際には、ほぼほぼそういったケースの場合は事業者側が修繕させてもらっていますということで、加美町においてもそういったことが発生すれば事業者側で復旧をさせてもらうというお話もいただいているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 先ほど最初の答弁で町長から、第6条2項について、事業者の責任で、中泊町なども事業者の責任で修繕をするというお話でしたが、条文を読みますと「乙は甲に代わり復旧することができるけれども、費用は甲が出す」となっていないですか。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

条項上は「甲の費用によりこれを復旧する」と2項の中にうたっております。後段には「乙は甲に代わり復旧・修復をすることができる」と。このできるということは、その費用も事業者がやればその事業者が支払うという解釈だと思いますので、ここに費用という文言は入っておりませんが、当然事業者が事業者の責任において復旧するということであれば、事業者が費用を出すと解釈されると思います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） その辺は明確に条文もしくは協定、これから結ぶんでしょうけれども、それに示されますか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 協定書の中に、はっきりとそういった文言も入れたいと思います。事業者が修理をして費用も払うと条文の中にうたっていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ほかの事例ということで、先ほど早坂伊佐雄議員も触れておりますけれども、地上権には修繕義務がないにもかかわらず、事業者と町の契約ではわざわざ町の修繕義務を条項に入れてしまっております。国の関係でやっている福島復興風力、これは国有林の契約ですが、賃貸権ですけれども、特約事項で国の修繕義務はないと明記しております。また、石巻市と株式会社ユーラス石巻風力との地上権契約でも石巻市の修繕はないと明記しておりますが、なぜ加美町はこういった契約になったのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

それぞれの契約で内容が若干異なっているというのは今のお話でもございますので、今回の契約の中で、今言ったちょっと誤解を招くといいたいでしょうか、部分があれば、きちんと協定書の中ではっきりうたっていきたいと思っております。あくまでも地上権の契約についてはJREがほかの地区でもこの内容で契約しているものだと思いますので、その中でそういった不備な点につきましてはきちっと協定書の中にうたっていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 要するにJREはほかでもこのようなというお話ですけれども、確認はしておりませんよね、正直。やはりきちんと確認する責任といいたいでしょうか、あると思っております。

それと、次に移りますが、第12条2項から3項及び5項から6項なんですけど、合同会社JRE宮城加美の会社は資本金200万円の合同会社です。その支払いについては責任財産に限定され、町は残存する本件債権を放棄するものとみなすということもあります。事業者が破産した場合でも、権利を放棄して、財産を確保する努力すらできないという条件になっておりますが、これについて説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

債権放棄につきましては、まず町は地代が債権になるかと思っておりますので、そちらの部分になります。町が放棄するのは現金でなくて、その設備、財産としての部分を放棄するということでございまして、こちらにつきましては事業者が何らかの理由で倒産もしくは事業を継続でき

なくなった場合に設備を稼働させるための条項だと認識してございまして、それが可能なための条項と認識してございますので、こちらにつきましては町としてはその財産、風力発電設備等々につきまして放棄するという内容と認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 要するに200万円の資本しかない、しかも貯金がこれしかないということで、これ以上は責任を負えませんよということで、それ以上のお金を出せと言われても出せないし、そういった損害賠償も起こしては困るという内容だとまるっきり事業者にも有利ではないのかなど。その辺、副町長、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

損害という部分については、あくまでも地代の部分だけだと理解をしております。当然ほかの部分については事業者の費用で撤去なりするということになりますので、損害というのは地代の部分だと解釈をしております。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 先ほども言いましたけれども、思うとか、そうだとということではなくて、明確に条文化するなり協定書の中に書き込まないと、このまま読むと多くの弁護士さんがかなり加美町は不利だとお話をしておりますので、そこは十分検証していただきたいと思います。

次に、情報開示の関係ですけれども、第12条4項で、先ほど町長の答弁では住民請求とかそういう開示請求があれば出すと、それは当然なんですけれども。こういった条文は、石巻市だったり国有林を使っている福島には全く条項としてはないです。当たり前のことだとか、情報は開示するものだという事なので、それをあえてこのように入れてくるということは、どのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

契約書の条項に、第三者に漏えいしないということについて特段の意味とありますか、何と言ったらいんですかね、絶対に開示しないということではないんだろうとっております。町長の答弁の中にもありましたが、町が結んでいる様々な契約につきましては、ほとんど皆さんに公開して説明するということはしてございませんので、本契約につきましても同じような取扱いをさせていただいているということでございますし、こういったことで皆さんが情報開示を求めるといふことであれば、そういった手続をしていただければ、このように実際に何件か

この契約書を開示させていただいているということでございますので、特段この条項についての問題というのではないのではないかと考えております。

また、事業者とお話した際に、第三者というのはどういうのを想定しているかといいますと、一般の住民の方ではなくて、同業といいますか、同じ事業者とかそういったところを想定しているということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 次に、JRE宮城加美以外に風力を計画しているところで、町有地の地上権契約の相談に対して、先ほど町長は計画の段階なのでやっていないと、それで認可されればといいますか、決まれば相談ということで、実は宮城西部風力発電計画について令和3年3月にFITの認定が下りております。町有地を確保するために、これは土地を確保しないと仕事が進まないということで、賃貸証明書を発行していませんか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

はい、賃貸証明書を発行してございます。令和2年12月16日付で発行してございます。内容につきましては、今、事業者が手続をしておりますして、その計画が認められて条件が整った場合にお貸しすることもできますという内容でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ということは先ほど質問した時点でもう、やはり計画があつて動いているということじゃないんですか。こういったことはきちんと情報的に出すべきでないですか。いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

出すべきかどうかということは判断がつかかねますが、これにつきましては事業者が事業を進める手続の段階に必要な書類といいますか、確認書類の一部と認識してございまして、このことを広く皆さんにご説明する必要というのは、そうですね、この段階ではできなかつたと。すいません。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 広く町民の方に知らすべきということを言っているわけではなくて、せめて議会の中で、全員協議会とかそういったところで、こういう状況があるというのは必要だと思います。

そこで、この項目の最後ですが、町有地の貸出しや地上権設定契約は議会の議決事項になっていないです。なっていないために、町長の判断だけでできます。今回もその流れでやっておりますが。

そこで、今回のJRE宮城加美の地上権設定契約の不備から学んで、地方自治法第96条2項に基づいて、加美町議会の議決事件に関する条例にこの内容を加えることを提案したいと思えます。町長、まずお考えを。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、契約の不備というお話がありましたけれども、私たちは町にとって不利益な契約であるとは解釈しておりません。この契約書は、先ほど申しあげましたように、賃貸借契約等での双務契約では一般的な契約と我々は理解しております。この契約書については、これは投資をする企業の意向も当然働きます。先ほど申しあげましたように、風力発電事業に本体の業績の影響があってはなりません、逆もしかりなんですけれども。ですから合同会社をつくるようにという指導が、当然これは金融機関からあるということでございます。

それぞれの金融機関といいますか、投資元ですけれども、エネオスであったり株式会社日本政策投資銀行であったり、それから日本風力についてはグローバル・インフラストラクチャー・パートナーズ、これは三菱商事とも提携していますけれども、空港などの整備に投資をしている大きな世界的な投資会社でありますけれども、こういったところがしっかりと審査した上で投資をしていると。そういった中で投資会社もその事業に投資するわけですから、回収しなければなりませんから、様々なリスクを排除するという意味で契約書にも当然そういったことが盛り込まれてくるだろうと思っておりますし、一方、我々にとっても、一般的なものでありますけれども、町が不利益を被らないようにしっかりとこれはしていくということ、そして皆さん方が疑問な点、あるいは契約書でなかなか読み取れないところもありますから、そういったところは協定書でもって明示していくということで、町にとって不利益を被ることがないようにしっかりとしていきたいということでございます。

条例のことについてはいろいろ検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 要は、今回、契約書を結ぶ内容だったりその細かいところまで議会には一切、我々も初めてこのことになって契約書を見ました。全員協議会ときは町有地をこのぐらい貸したいとか使いたいというだけで、実際に契約書の中身を、やはり議会の議決事項としてきちんと我々議会も責任を持って、いいのか悪いのか判断する機会を求めると思

います。

議長にお願いがあります。ぜひ議会の中で第96条2項について、現在は基本計画だとか、あと大崎広域圏とか友好都市とかそういったものだけですが、こういった重要なものを議会の議決権に入れるかどうかをご検討いただけますか。

○議長（早坂忠幸君） それでは、後日、関係する委員会等で協議するということにしたいと思いますが、それでよろしいですか。木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

次に、森林整備事業の広域連携について伺います。

持続可能な環境を維持する上で森林整備事業は大変重要であるわけですが、なかなか厳しい状況にあります。50年、100年を見据えた政策が求められます。これからは自治体の枠を超え、広域連携で事業展開を行う必要があると思ひまして、以下の点について伺います。

1つ目として、部分林組合を含む加美町の森林整備の状況と課題について伺います。

2点目、各自治体の森林整備担当者だけでは対応し切れない状況にあります。大崎管内1市4町が広域連携を行い、大崎森林組合や民間事業者との連携をしながら、県の協力を得て新たな森林整備体制を構築すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 森林整備についてのご質問にお答えをしたいと思っております。

まず、第1点目の部分林組合を含む加美町の森林整備の状況と課題についてであります、加美町の森林形態は、国有林、公有林、そして私有林など、加美町内の森林面積は3万3,600ヘクタールになります。そのうち町有林面積は1万673ヘクタールであります。

町有林の内容で代表的なものは、町有林管理作業員が委任及び委託業務で施業管理をしている森林であります、これが6,367ヘクタール、次に分収林契約地として森林管理センターと契約している造林地2,035ヘクタール、次に宮城県林業公社と契約している造林地が348ヘクタール、次に町内部分林組合と契約している造林地が840ヘクタールとなっております。

森林の整備状況であります、直営林及び森林整備センター分収造林地は、保育施業として計画的に下刈り、除伐、間伐作業を行っておるところでございます。主伐期を迎えた山林は、皆伐後に地ごしらえ、そして低密度植栽を行う再造林をしております。部分林組合の契約地については、ほとんどが主伐期を迎えており、皆伐が進められています。伐採後は再造林を行うことなく、天然更新として返地されている状況であります。

町としまして、伐採跡地の保安林指定箇所の有無、地形や森林の生育状況を踏まえ、森林の

荒廃、多面的機能低下を防ぐため、国や県の森林保育事業補助金を活用して再造林を行っているところがございます。

私有林においても、皆伐後は再造林を行わず、天然更新の方法を取る傾向にあります。これはどこの地域も同じであります。高齡化、それから後継者がいないなどの生活様式の変化、そして収入を得るまで非常に長い年月がかかる、そして管理が必要であるということで、山を次の世代に引き継ぐということがなかなか難しい状況にあります。こういったことが実態であり、大きな課題となっているわけであり。そのため、2点目のご質問についてでありますけれども、森林経営管理制度を活用し、町に経営管理委託がなされた森林については、間伐、主伐、再造林の推進が必要であると考えているところがございます。

2点目の各自治体の森林整備担当者だけではなかなか対応し切れないのではないかと、連携をしていくべきじゃないかというご質問でありました。

木材の価格の低下等により森林管理を自ら行う住民が減少しているということから、間伐等施業が行き届かない人工林が大崎管内でも増加傾向にあります。その打開策として、森林環境譲与税を活用し、森林所有者に町への経営管理委託の意思を確認する森林意向調査を行い、その結果を基にした森林経営管理計画の策定を行う新たな森林経営管理制度が始まりまして3年になります。本町を含め大崎管内は進みが若干遅い状況ではありますけれども、その原因は、森林管理計画を立てて、施業の再委託先である林業経営管理実施権を受ける森林組合及び林業業者において収益性の高い林業体系の構築が進んでないという点も挙げられます。

町としまして、今後の意向調査が基になります地域森林計画に基づいた直営林の管理については、森林管理作業員の管理と併せて、高性能林業機械の使用や短時間・低コストによる収益性の高い効率的な整備を行うため、大崎森林組合や林業関係者と連携しながら県の協力を得て森林整備体制の構築をしていかなきゃならないと考えているところがございます。また、職員におきましてもマンパワー不足は否めません。知識と技術力を身につけるための人材育成が必要であると考えております。

なお、県北部地方振興事務所も森林経営管理制度の体制整備を課題と位置づけまして、大崎管内1市4町と今後の取組方針の検討に着手していると聞いておりますので、こういった連携というものは今後ますます必要になってくるだろうと認識をしております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、まず平成31年3月に策定しました加美町森林整備計画の進捗状況と意向調査の状況、それと令和2年は約1,995万円の森林環境譲与税がありましたが、令

和3年の状況と森林環境譲与税の使途といたしますか、使われ方の状況、説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。よろしくお願いいたします。

まず1点目の意向調査の状況についてでございます。

意向調査につきましては、令和2年度から上多田川地区をはじめとしまして、令和3年度、北川内地区、麓地区、今年度の令和4年度で西川北地区を意向調査させていただいております。令和2年度の上多田川地区につきましては、令和3年度に16ヘクタール、5名の所有者の森林集積計画を定めております。令和4年度、今年度に関しましては、令和3年度の上多田川地区に引き続きまして集積計画を定めている最中でございます。あと北川内、麓地区の集積計画も今年度定めるところを進行中でございますので、今年度中には内容的に見えてくるものと思っております。

続きまして、譲与税の関係でございます。譲与税の金額でよろしいですか。

金額でございますが、令和4年度は2,574万8,000円が歳入として見込まれております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 非常に少ない職員で一生懸命やられているんですが、間に合わないといえますか、大変だと思います。

それで、先日、大崎森林組合を訪問させていただきました。組合長並びに担当の課長とお話をしまして、そこでお伺いしたのが、令和4年12月14日、来週ですね、宮城県の担当の方が加美町、色麻町を訪問予定だとお聞きしました。その内容といたしますか、どのような要件で来られるのか。

それと、そのときいろいろお話しした中で、調査データに賞味期限があると。要するに、意向調査をしても、早くしないと気が変わったり、持ち主の方が亡くなったりして、どんどんその賞味期限が切れていくということで、選抜してテストケースで実施したいというお話も聞きましたが、その辺、情報はどのように入っていますか。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。

まず1点目、12月14日の会議の内容でございますが、まだ会議の資料などは我々のほうに来ていないので、日程調整の際に伺った内容でございますが、議員おっしゃるとおり、少ない職員、施業従事者で広い森林の整備をするというところはかなり問題があると。そのために譲与

税が活用されて、どんどん森林の整備を進めなくてはいけないという状況でございますが、その内容がだんだん表に、大変さが見えてきたというところで、北部振興事務所が中心になって各市町村の状況を把握して、また意見交換をしながら、令和4年度、5年度、6年度に続ける施策をみんなで考えましょうという内容の打合せだと我々は受け止めております。

続きまして、調査に期限がある、意向調査で町に委託をして施業をお願いしたいという意思表示をしてもなかなか施業が受けられなくて、その調査の内容がだんだん古くなってしまおうという内容だと思いますが、その辺は我々もかなり危惧している状況です。

ただ、先ほど回答させていただきましたが、上多田川地区に関しましては令和5年度から施業を始めたいと思っております。まだ大まかな面積でございますが、56ヘクタールほどございます。その56ヘクタールの内訳を委託先である業者に調査をしていただいているところでございますが、収入になる場所と、条件などが悪くてなかなか搬出間伐につながらない場所もあります。そういう場所をしっかりと見極めさせていただいて、加美町は大崎管内でも直営の事業団に頑張らせていただいている市町村でございます。事業団と施業業者に委託する場所をしっかりとすみ分けをかけて、できる範囲から速やかにしていきたいと森林整備対策室では考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 宮城県農林水産部林業振興課、こちらで森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドラインというのも平成31年3月に策定しているようです。この中に、市町村の実施体制整備に広域連携協議会の設置及び事業実施とあります。森林環境譲与税の活用もできますし、ぜひ、先ほど室長が言われたように、加美町がリードして、大崎森林組合や民間業者と連携しながらやっていく、そのリーダーとしてやっていく考えは町長にないか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町としましては、これまでも森林資源の活用、森林管理について取り組んでまいりました。特に森林、その資源の活用ですね、この流れをつくらないと管理ができませんので、県にもお願いをして、国の交付金も使い、町内2事業で乾燥機の導入などもしました。川上から川下までつながないと森林資源を活用できないわけですね。そういったことなども他に先駆けて町としては取り組んできたつもりでございます。

今後も、広大な森林を所有する町としまして、森林整備に関しまして努力を、他をリードするぐらいの気持ちで努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 午前中の同僚議員の質問の中に、青森県のように厄介だった風を利用してとか、活用してというお話がありました。加美町には7割の森林面積、これは本当に財産だと思います。先祖から引き継いだ、こういった森林を守ることも加美町の役割であり、おいしい水をつくり、自然を守り、こういったことも含めて、ぜひ森林の整備をきちんとやっていただきたいと思います。

その中で、最後になります、宮崎部分林保護組合協議会から風力事業推進の要望も出ておまして、内容もお伺いすれば理解できる場所もあります。確かに整備は大変です。しかし、風力発電に頼って森林整備を行うのではなくて、町が積極的に森林整備事業に取り組むことで解決していくということも、この加美町に課せられた役割ではないかと思います。これは、50年、100年先の町を見据えてきちんとやっていく重要な任務だと思いますので、そういったことをぜひやっていただきたいと思いますが、最後に、町長、ご意見をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 森林整備をする上で、道路、林道等の整備、これは非常に重要だと思っております。実際、中泊町で組合長のお話も聞きましたが、大変助かっていると。そして、私も驚いたのは、管理用道路ですけれども、幅5メートルぐらいの道路でしょうか、どうしても坂は大雨が降ると洗掘されるんですね、ご承知のとおり。そういった坂についてはきちんと舗装していきまして、洗掘されないようにしています、平らなところは砂利なんですけれども。何かあれば、のり面が崩れた場合でもきちっと事業者が修復をしていると。非常に道路が整備されていますので、かなり林業関係者が活用し、助かっているということも事実でございますから、もちろんそのために風力発電事業を進めるわけでも何でもありませんけれども、結果として非常に林業関係者も助かるんだらうなと思っています。

また、森林資源は活用するということをしませんと、間伐してただ林地残材として山に置いてあるのでは今度は災害につながりますので、林地残材もきちっと処理をして活用していくことが大事だと思っています。よく言われますように、森林はA材、B材、C材の全てを丸ごと使って初めて経営が成り立つということでもありますので、最後はチップにして熱や電気を供給していくという、今、町が進めております、準備しております脱炭素先行地域に申請する際も、森林資源を活用していくということも大きな鍵であり、町の取り組みなきやない事業の一つになっていくんだらうと思っています。そういったことも含めて、森林管理、しっかりと行っていきたい、次の世代にも残していきたいと、そんなふうに思っております。ありがと

うございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後になります。

我々地方自治の原点であります住民の福祉向上、こういったことを町民の方々に不信感を持たれないように、きちんと情報を公開する、一緒に考える、そして未来に向けて、いいまちをつくっていくということで、ぜひやっていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時30分まで。

午後2時20分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告4番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） 通告4番、議席番号4番、風力発電に関して4連続の質問でございます。大分重複しまして、質問の内容の3分の2ぐらい質問されてしまったんですけども、重複するところもあろうかと思いますが、また答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

大綱1問、風力発電事業について。

本町における風力発電事業について、反対住民団体や町主催による勉強会、講演会などが活発に開催されております。町内9か所で開催された町政懇談会においても、町民の不安を表すかのように数多くの質疑がございました。それらを踏まえて、以下の点を伺ひます。

1点目、反対住民団体は、カンパを募り、自らお金を出して勉強会を開催しております。一方、11月7日にバツハホールで開催された講演会は町の予算を使って開催されております。これは臨時議会で我々も承認したところでありますけれども、町長が言う公平公正な立場と言えるかどうか、町長の考えをお伺ひします。

2点目、10月24日から9か所で開催された町政懇談会の進め方について、町民の関心事である風力発電の質疑を制限するなど、問題があると感じました。次回開催に向けて、町が考える課題は何か。

3点目、事業者との事前面談について、今日も随分質問がありました。どのような事業者が来ているのか、また町長は9月定例会の一般質問で、面談すればどういう事業者か判断できる

と答弁しております。JRE、グリーンパワーインベストメント、日本風力エネルギー、加美町に計画している事業者ですが、当然面談もされていると思います。いずれも信頼に足る事業者なのか伺います。

4点目、現在建設中の10基について。

①地域振興などに関する協定を結ぶとしておりますが、地元住民や地権者などに対する補償協定を先に結ぶべきではないでしょうか。

②合同会社JRE宮城加美との地上権・地役権契約について、町以外の地権者が締結した内容を把握しておりますか。また、それは町が締結したものと同一内容でしょうか。

③巨大なブレードなどの資材搬入計画を把握しているか。

以上4点、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） まずは、40年前に盗難に遭った虎の面が見つかって本当によかったですね。満面の笑みとともに新聞に載りまして、加美町を大いにPRしていただいたものと感謝を申し上げたいと思っております。来年はぜひ虎舞を開催できるようにご尽力を賜りたいと思っております。

それでは、4点ご質問いただきました。風は虎に従うということで、風と無縁ではありませんので、恐らくいろいろなお考えをお持ちなんだと思いますので、しっかりと答弁させていただきたいと思っております。

4点のうち最初に、反対住民団体がカンパを募り、自らお金を出して勉強会を開催しているということでもありますけれども、これは非常に関心が高いということであるでしょうし、又英議員も言ったように、正常な民主主義の姿だと思っておりますので、皆さんで勉強会を開くということは非常に大事なことだと思っております。ただ、この団体はあくまでも任意の団体でありますので、他の団体もそうでもありますけれども、団体の活動として勉強会、講演会、そういったものを行うことは、その団体の負担といえますか、団体負担として開催するということが当然のことだろうと思っております。

また、11月7日にバッハホールで行いました再生可能エネルギーに関する講演会、こちらは町が主催し、荒川教授に講師依頼をして開催したものであります。町として報酬等をお支払いするという事だろうと思っております。

町民の皆様方からふだん様々な声を聞かせていただいておりますが、風力発電に対するお問

合せなどもその中にございます。その中にはうわさとか事実と異なることが流されていて、どれが真実なのか分からず不安だという声なども寄せられているところでございます。

町としましては、風力発電も含めた再生可能エネルギーに関しまして町民の皆さんに正しく理解を深めてもらう機会が必要だと思っております、皆さん方からご予算も認めていただきましたので、講演会を開催しているところでございます。

今後とも引き続き町民の風力発電事業への理解促進や不安解消に努めるとともに、講演会開催の広報紙への掲載など、町民の皆様方に正しく再生可能エネルギーに対してお伝えし、理解が深まるように周知をしてみたいと考えております。

2点目は、10月24日から9か所で開始された町政懇談会の進め方について、質問を制限するなどの問題があったのではないかとのご意見でありました。

この町政懇談会は、町が取り組んでいる施策や課題、財政状況などを広く皆様にお伝えし、よりよいまちづくりに向けて意見を交わすことを目的として開催をしております。今年度は全国的に新型コロナウイルス感染者が急増し、再拡大が懸念されている中で、手指の消毒や検温、マスクの着用など基本的な感染対策を改めて徹底しながらの開催となりました。また、開催時間についても、密になる時間をできるだけ少なくする観点から、資料説明40分、質疑応答約40分という形で8時半に終了時間を設定させていただいたものです。事前にこのことについては広報紙等でもお知らせをいたしております。

懇談会の進行については、町政懇談会の目的を町が取り組んでいる施策や課題、政策状況などを広く皆様方にお伝えし、よりよいまちづくりに向けて意見を交わすこととしておりますことから、まずは町の取組である地方創生や行財政改革後についてお話をし、その後、町が伝えられる範囲で民間事業者が実施する風力発電事業に関する情報を提供させていただきました。

第1回目につきましては最初から最後まで風力で終わってしまいまして、参加した方々から「本当に質問したかったことができなかった」というお声がありましたので、2回目からはまずそちらを先に、そして後に風力発電に関することということで進めさせていただいたところでございます。

質疑応答についても、同様に町の取組に関してを初めに、そして風力発電についての意見交換ということで行いましたけれども、場所によってはかなり時間をオーバーして質問を受け付けてお答えをしたということもありました。また、一方ではどうしても、8時半のお約束であったにもかかわらず、9時を過ぎてもご質問があったというところもありますので、そこについてはほかの参加者のことも考慮して閉じさせていただいたということでもあります。また、風

力に関しては、その場だけではなく、いつでも町としては皆さん方のご質問にお答えをさせていただきますので、ぜひ町にお越しく下さいということもお伝えさせていただいたところでございます。

次に、懇談会資料の提供についてでありますけれども、懇談会の資料については、これまでと同様に町全体にお知らせする町の取組に加え、地区ごとに設定した地区別テーマを設けて、地区別の資料を提供しておりました。これまでずっとそういった形で行ってまいりましたけれども、参加者の中から、広原地区から全地区共通のご指摘がありましたので、広原地区からは全地区共通の資料として示させていただいたところでございます。

次回以降、懇談会資料は基本的には全地区共通とした上で、各地区に合わせた議題やテーマを説明すると、そういった体制にしていきたいなと思っております。

また、懇談会の周知につきましては、広報紙やホームページ、回覧、広報車でのアナウンスなど、広く町民の皆様へ周知を行ったところであります。この結果、昨年は3か所のみに限りました。今年はまた戻して9か所で再開しましたけれども、一昨年に比べますと2倍となる延べ272名の方々にご参加をいただきました。今後も様々な手法を活用した幅広い周知に取り組んでまいりたいと考えております。

町政懇談会は、町と町民が共によりよいまちづくりに向けて意見を交わす貴重な、また重要な場であると認識しておりますので、今後ともそういった思いで開催してまいりたいと思っております。次回に向けて、見直すべき点、課題については改善するとともに、今年度は残念ながら中止となりましたけれども、オンライン町政懇談会をぜひ来年度、若い世代、子育て世代などにも気軽に参加していただいてオンライン懇談会も開催したいなと思っておりますし、動画配信など、より多くの町民の皆様方が参加できるような町政懇談会にしてまいりたいと思っております。

また、3点目の事前面談についてでありますけれども、発電事業に限らず、様々な事業者が町に来ます。町には守秘義務がありますので、具体的な事業者名をこの場で言うことは差し控えるべきだと思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、担当者にはそれなりの事業者が相談に来ているということでもあります。その中で、担当者レベルでお断りしたという事業もあるということでもありますし、また事業者自らが撤退した、途中から全く連絡がなくなった、様々なケースがあるという報告を受けております。

そういった中から3社についてはお会いして、主要株主あるいは事業実績、そしてどういっ

たところが投資会社としてついているのかなども含めて、そして事業者の企業理念、真摯な姿勢、こういったことから信頼に足る事業であると、この3社ともですね、思っておりますし、今回青森を視察しまして、なおその確信を深めたところでございます。

この視察でありますけれども、1日目はつがる市でグリーンパワーインベストメントが運営管理するウインドファームつがるを視察いたしました。この会社は、再生可能エネルギー普及に取り組むことは当然でありますけれども、開発、建設、運転、管理を行うことはその地域と25年から30年という長い期間の付き合いとなるため、その期間を通して、関わる地域の未来と一緒に考える、そういうことを会社の理念に掲げておりまして、メロン農家の課題となっ  
ています収穫後の出稼ぎをなくすため、メロンの通年栽培ができるように、地域の温泉熱などを利用してメロン農家を支援し、冬期間のメロン農家の収入を増やすという地域課題と一緒に取り組んでいるということも確認してまいりました。

また、2日目は中泊町で日本風力エネルギー株式会社が運営する中里風力発電所を視察いたしました。この会社は、地元の林業者のために管理用道路を利用させたり、あるいは7月の豪雨で先掘されたのり面を修復するなど維持管理を行ってまいりました。また、ブナの植樹や、地元サッカーチームのパートナー企業として地域に貢献しているということも確認してまいりました。

両事業者は、再生可能エネルギー発電施設を稼働させていくためには地元住民と向き合うことが大切だということを理解してまいりまして、住民からの苦情は特にないということでありました。また、あったものについてもすぐに改善をし、その後、苦情がないとも聞いております。地域との共生が図られているということを感じてまいりました。

町としましては、これらのことを踏まえまして、変化する社会情勢、事業者の事業計画内容など、個別の事業ごとに慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、建設中の10基についてでありますけれども、①補償協定についてでございますが、現在、協定内容について検討中でありまして、事業に起因して住民等に損害が発生した場合には損害を賠償するという内容を記載する予定にしております。

また、一般の土地所有者と民間事業者との間の契約に関することですので、②契約内容でありますけれども、町が公の場でお話しするものではないと考えております。

それから、③巨大なブレードなどの資材搬入計画を把握しているかということでありまして、資材の搬入計画については大まかな搬入時期やルート、車両等を把握しております。ブレードなどは非常に大きな資材ですので、事業者が搬入計画に基づき、農地や道路等の規制

をクリアすることなど所定の手続を経れば運ぶことになるものと思っております。搬入作業は安全を考慮して夜中に行われると聞いております。町民の生活に支障がないよう、事業者が資料を作成し、全戸配付などによって周知をすることが今検討されていると聞いているところでございます。

以上、風力発電に関するご質問にお答えいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の講演会等に関してですが、風力発電に関して正しい知識とは、何の問題もないんだよということを広めることなんでしょうか。

11月7日に開催された荒川先生の講演会では先生自身が、質疑の際に、計画の数をどう思われますかという質問に対して、その数を把握しておらず先生自身が、それは多いですねと発言しております。

風力発電に関して今の答弁では、うわさや事実と違うことが流されという町長の答弁がありました。そういった姿勢こそが事業者寄りの考えではないでしょうか。正しい知識を言うならば、正しい知識と言うのならば、土砂災害のおそれや健康被害の可能性についても、絶対ないという、絶対ないということはないんだという観点に立ってこそ公平公正と思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、荒川先生ですが、事前に町の計画されている資料等はお送りしております。また、先生が100基を多いと言ったかどうか私は覚えておりませんが、先生は、100基は技術的には、間隔を空けてですね、100基を建てることは特に問題がないというお話だったと思います。ただ、何基が適切かということについては先生の口からお答えすべきことではないんだろうと思っております。先生もそのことについてはお答えをなされなかったと思っております。

また、正しい情報というのは、やはり科学的な根拠、しっかりした科学的な根拠があるかないかだと思っております。

荒川先生につきましては、長年風力発電について研究をしていらっしゃる方でございますし、世界の状況を日本で最もご存じの方でございますので、そういった視点からお話をさせていただいたということでございます。

また、本巢先生については、先ほど申し上げましたように研究者ですから、様々な手法を用

いて、実際に風力発電を稼働している地域でどういうことが起こっているのか、こういったことを現場で調査して、あるいは聞き取り、意向調査などしながら研究して論文として発表されている方ですので、非常に中立な立場で研究し、そして発表している方と認識しております。

必ずしも風力発電を推進するためというだけでなく、客観的な事実を私たちは学んでいくということが大事だと思っております。

また、日進月歩ですから、今回私は行って見て、中泊町の日本風力エネルギーが設置している最新の機種ですが、ブレードの先に合成樹脂のギザギザがついていたんですけれども、これは風切り音を低減させるためのものです。本当に日進月歩で最新のものが導入されております。それから、避雷針に雷が落ちても倒れたり火災を起こさない工夫もされておりますし、かつての古いタイプの風力発電で事故があった、火災があったということをおたかも全てのものがそういった危険性があるということには若干問題があるのではないかなと思っております。

なお、何事も絶対というのは、これはあり得ないんですね。それを言ったら車も乗れません、絶対事故が起きないという車はありませんから。絶対故障しないという機械はありませんから。原発なんかはなおのことですね。それを言ったら何も科学的なもの、科学的なものというか、全てのものを否定せざるを得ない。

しかしながら、できるだけリスクを低減していくという努力をどの事業者も当然のことながら、これは会社の信頼に関わりますし、経営に関わりますから、努力をしてかなりリスクの低いものに今なっていると私は理解をしているところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長、今も科学的根拠という話が出ましたけれども、反対する住民がどうやって科学的根拠を示すんですか。それに、実際に建ってもいないのにどうやってその科学的根拠を示すのでしょうか。土砂災害だって起きてみなければ分からないでしょう。だから建てる前に一度立ち止まろうと言っているんですよ。

ですからそういうことじゃなくて、町で行ったつがる市と中泊町ですか、私たち議会も11月17日、18日と青森県の横浜町に行っていました。この風力発電も相当な数がありました。しかも立地的に県道が近くを走っており、陸奥港からの陸路での輸送も、この加美町からすると全然違う条件なんですね。しかも牧草地でありますし、林地開発をしているわけでもありません。実際、私たちが行った、大きなバスでその風車の下まで行けるような、そんな風力発電なんです。しかも、町自体がその事業に対して24%もの出資をしている、出資をしているから利益も出る、基金に積立てもできる、これはそれこそ町長が言う、三方よしですよ。

ところが、加美町の場合はそうではないじゃないですか。だから、成功している事例を例に挙げて、何の被害もないんだということではないんですよ。どう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これ私は何度もお話ししていますけれども、反対している方々に科学的根拠を示せと言っているわけではありません。町が反対するためには、科学的な根拠、法的な根拠、これが必要だということを言っているんですね。何度も取り違えていらっしゃるようですけれども、そこは確認したいと思っております。

ただ、反対する住民の方々が講師をお呼びするときには、やはりその筋の専門家、きちっと科学的に調査をしていらっしゃって、学会で認められているような方々、そういった方々をお呼びすることが私は大事だと思っております。町としましては、まさにそういった皆さんから認められている学者の先生に来ていただいて講演をしているということでございます。

それから、それぞれの町で形が違うと思っています。出資をしているところもあるでしょう。中泊町やつがる市は出資しておりませんが、きちんと事業者から寄附を頂いているということでもあります。

また、中泊町も山の上に建っていますけれども、管理用道路、これは365日、稼働している間、事業者は管理をしなきゃなりませんから、どこでもこれは、山の上であってもどこであっても下まで車で行くことができます。当然です、これは。

それぞれの在り方は違うわけでありましてけれども、どちらにしてもやはり風という無限の資源、これを活用して地域活性化につなげていこうとしている、その考え方は同じなんだと思いますので、そこには町としても学ぶ点があるのではないかと、私は視察を終えてそのように強く思っているところであります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長、記憶にあると思います。指定廃棄物最終処分場のときに、大槻先生、お分かりですよ、大槻先生はあの最終処分場のときも、この周辺は全て地滑り地帯であるということを科学的根拠に基づいて講演されております。私もその講演を聞きました。その方の、風力発電に適していないというこの発言についてどう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先生は全てと言っているわけではないと思います。私たちも地滑り地帯は外すように、事業者も当然外してくるわけですけれども、地滑り地帯に造ることはないように意見をしております。

事業者にとっても、最低20年、場合によっては20年以上、稼働する場合もあるようでございますけれども、そこで事業するわけですから、そしてそこに投資をする会社があるんですね。先ほど申し上げましたように日本政策投資銀行とか、かなり大手の企業ですから、できるだけリスクを避ける、リスクを確認した上で投資をするわけですね。すぐ倒れるような危険な場所に造るといふことであれば、そういった日本政策投資銀行にしても投資することはないだろうと思います。それから、アメリカのグローバル・インフラストラクチャー・パートナーズなども大規模な事業に対して投資をしておりますけれども、かなりシビアな目で投資先を限定して投資するわけですから、当然そういったリスクを避けながら事業を進めるといふことになるだろうと思っていますし、町としてもちゃんとした意見を述べていくということになります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 2点目の町政懇談会について伺います。

参加する町民は、基本的に感染対策を万全に取った上で参加していると思います。これまでの実績を強調するような40分間の説明、ある方は、選挙演説を聞いているようだというような声もありました。説明は要点をまとめて短時間にすべきでありますし、町の施設を使用しているんですから、多少の時間の延長はあってしかるべきだと思います。質疑の時間をもう少し、説明を短くしてもこれは取るべきだったと思うんですが、その質疑の中で風力と最初の施策に対する質問を分けたと。参加する町民は、今、町が置かれている最大の関心事あるいは問題点について質問をするんですから、施策に関することと風力発電の問題を分ける必要は私にはなかったと思います。

この中で、私は宮崎の3か所を回ったんですけれども、賀美石地区での懇談会は町長が座長になって進めていたわけですが、風力発電の質問をされた町民に対して、この問題は切りがありませんからという発言をされております。そして質疑を打ち切りました。こういった姿勢は、町民の声を聞くという姿勢には当たらないと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、議事を進めていく中で、意見を述べている方以外の参加者の表情なども見ながら進めております。その中で、いら立ちを隠さない町民がたくさんいました。何で時間が過ぎているのにいつまでも風力のことについて話しているんだらう、早く終わってほしいという町民の表情、これが多く読み取れました。終わった後もそういったお声を頂戴しました、きちっと時間を守るべきだと。よそから来て風力のことだけ発言することについては、

我々としては不愉快であるという声も正直いただいております。やはり質問する方も節度を持って質問するということが私は大事だと思っています。参加した方々はいろいろなことについて聞きたいということがありますから、そういった方々の時間をきちっと取るということが町としても大事ですし、特にコロナ感染が非常に増えているさなかでしたので、皆さんもそういったことに対する配慮をしていただく必要もあるだろうと思いましたが、そういった形で打ち切らせていただきました。

なお、その会場内だけではなく、いつでも私たちは、皆さん方からの不安の声、あれば遠慮なく来ていただければ、私たちはお答えしたいと思っています。いつでもオープンですので、ぜひそうしていただければと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長、もう一回聞きます。この問題は切りがありませんからと発言したシーンについて。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ですから、ほかの参加者の中で早くやめてほしいと、そろそろやめてほしいと、これは賀美石のみならず、宮崎でもそうでした。途中から出ていった方々もいます、ほかの会場もそうですけれども。風力発電のことについてご意見ある方は、とめどもなくご意見を述べたいんだと思います。しかし、どこかでけりをつけていただかないとほかの方々が迷惑を被るということになると思ひまして、そういったことで閉じさせていただきました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 迷惑という発言もどうなのかと思ひますけれども。

あと、町政懇談会の模様を録画して後日Y o u T u b e で配信しますという説明が最初にありましたね。最初の早坂伊佐雄議員の質問だったと思ひますけれども、これを当初流したときには質疑の模様も流しましたか。説明だけじゃなくて、質疑の模様も通して流しましたか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

町政懇談会のY o u T u b e への配信につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。今配信しているのは3地区で行った町政懇談会の説明の部分だけを配信させていただいていると。質疑応答の部分につきましては、非常に長い時間になってしまいましたので、編集して整理をしている最中でございますので、それが終わり次第、皆さんにご覧いただきたいと

考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町民の方、見た方は、最初に流れたときには質疑まで映っていたという証言があります、だから今聞いたんですけれども。なぜ質疑の模様を編集しなきゃいけないんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

去年、町内3か所で実施しまして、最初の宮崎地区で行った町政懇談会の内容につきましては通してY o u T u b eにアップしてございますので、もしかしたらそちらをご覧いただいたのではないかなということでございます。

今、編集をしているということでございますが、9か所をそのまま流してしまいますと、とにかく長い時間で、同じ内容が重複している部分もあつたりとか、あと一部、Y o u T u b eに上げられないなという内容もございましたので、その辺を確認しながら今準備をしているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 上げられない内容とは、どうなんですかね。私が出た限りではそんなひどい質疑はなかったと思いますよ。やはりここは、ありのままに流すことで、風力に関して興味がある、あるいは反対している、賛成している、いろいろな町民がいます。そういう方々以外に、知らない人がいるんですよね、今この町で起こっている風力に関して。こういうことをしっかり全て事実として流すことによって、今起こっている町の問題、風力、それを見て「いや違うよ、この人が言うことは」「私は賛成だよ」という人もいるかもしれないじゃないですか。だから、それを編集するんじゃなくて、きちっと事実として私は流すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 今、編集の中でY o u T u b eに上げられない部分というところで、具体的に言いますと、特定の地域の方もしくは特定の団体に対しての発言で、相手を傷つけてしまうのではないかなという部分が若干ございましたので、そういったところがほかにもないかどうか確認をしながらまとめている最中でございます。今、議員からお話があつたように、できるだけ発言の内容は削らない方向で考えたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 次に、3点目なんですけれども、事業者の面談について、複数の事業者が面談に訪れているということなんですけれども、いずれの事業者に対しても町長は前から保安林の解除をしないとこれまでも答弁しております。まず確認いたします。このことについてはこれからも変わりはないですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何度も言っていますけれども、国のガイドラインに沿って判断するというのでございますから、公益性のないものについては解除に同意しないということで間違いません。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私の前の質問にもありました。ここは重複するところかもしれません。保安林の解除については、同意しなくても、解除しなくても、特に国有林かつ保安林は、解除に同意しなくても、貸出しに地元市町村長が同意すれば、事業者が作業許可申請書を出すことで事業が進められると。このことについては認識はありましたか。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。よろしく願いいたします。

保安林の作業届の件でございますが、国有林の保安林の作業届の申請に関しましては、町を通じず、県が窓口となって、県の許可申請という形になっておりますので、県に直接の申請になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ただ、これは町長の判断でできると先ほどの質問でありましたので、国有林であろうと町有林であろうと保安林を解除しないということですので、貸出しにも同意しないということで私は理解しています。万が一、貸出しするような場合、これも先ほど木村議員の質問にありましたけれども、やはりこれは議会の同意というものを得るべきだと思いますので、私からも議長にお願いしたいと思います。先ほどの件です。

貸出しの件とか作業許可申請のことについては、実績のある事業者ならば当然これは認識していると思います。風力の事業者ですね。利益追求が事業者の最大の目的であることを考えれば、町自体が事業者に踊らされているんじゃないかという印象を私は持ってしまいます。

面談についてなんです、町に面談に来ている事業者の中で今回計画が残っている3つのうちの1つ、日本風力エネルギーについてです。

先般、あっせん利得処罰法違反で逮捕された県議会議員が何度か加美町に日本風力エネルギー

一と共に訪問しているという証言を得ております。これは事実ですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いろいろな方がいらっしゃっていますから、誰が来たかということはお話しできませんけれども、いろいろな方がいらっしゃるということは事実でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） いろいろな方じゃなくて、もう一回聞きます。この県議が訪問されておりますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この場で言うことがふさわしいかどうか、これは慎重に判断する必要があると思いますけれども、どなたが来ても町の判断に影響を及ぼすものではありません。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 来たんですね。来てないと言わないんだから、来ているんだと思います。この県議は、県職員まで同行させていたと、道路の整備を約束する代わりに風力発電を推進するように迫ったという話も聞いております。こういう事業者が信頼に足る事業者なんでしょう。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 迫ったとは認識しておりませんし、先ほど申し上げましたように町の判断には全く影響を及ぼしません。事業者は事業者で様々な形で事業推進しようとするのはある意味では当然のことだろうと思いますけれども、自治体としては公平公正に当たると。ですから、3社に対しても、先ほど申し上げたような保安林の解除についても同じように町としては伝えているというところでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長はそのときも保安林の解除はしないとされていると思います、それは賢明な対応だと思いますけれども、こういった方が来て推進を迫るといったような事業者、こういった事業者が私は信頼に足る事業者だとは思えません。このことについては刑事事件になっておりますのでこれ以上は触れませんが、十分にこういったことは注意をしていただきたい、慎重に対応すべきだと思います。

最後の4点目なんですけれども、今現在建設中の10基について、ずっと町は、町というより町長は、18基から10基に減ったと言っておりますよね。ここに令和元年9月10日の加美町議会

の全員協議会資料がございます。この時点で計画は3つ、事業者ジャパン・リニューアブル・エナジー、グリーンパワーインベストメント、ジャパン・リニューアブル・エナジー。2つ目が宮城山形北部風力発電事業、これは70基から90基、これは今現在も残っています。3つ目が大崎鳥屋山風力発電事業、こちらは最大19基、これは今止まっている計画です。この3つしかこの時点ではなかったんです。それで、これを見ますと計画数14基なんです。14基から10基ですよ、18基から10基じゃないですよ。これの確認をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいまご指摘ありました14基から10基というお話なんですけれども、最初に18基で配慮書が来まして、その次に方法書で14基、次の準備書で10基という3段階において、18基、14基、10基に下方修正されたという経緯がございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） であるならば、町政懇談会でも、私、課長に指摘しましたけれども、正確な情報を伝えるべきだと思います。今みたいに18基から次の段階で14基、14基から10基になったということであれば、これは分かるんですけれども、最初の18基から10基になった、この表現だけですと半分ぐらいに減るんだなという印象を与えかねませんよね、どうですか。町長でもいいです。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当初の計画は18基であったものが10基になりましたということを説明しておりますので、これは全く誤った説明ではございません。どの事業においても、先ほど申し上げましたように、何度も言いますけれども、環境影響評価の中で事業というものが練り上げられていくわけですね、環境影響を低減して回避していくという中で。ですから、段階的に減っていくということは当然あり得ることありますから、ほかの事業も半分になるか、それは分かりません。いずれにしても、環境影響評価に基づいて、町はしっかりと意見を、県を通して事業者意見に述べ、環境への影響を低減させていく、回避させていくということを求めています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その辺、表現の仕方について、信頼されるかどうかということもあると思いますので、十分気をつけて周知してほしいと思います。

JREが信頼に足る事業者ならば、先ほどから3人の方の質問にもありましたが、協定を結

ぶとしておりますけれども、まずは補償に関する協定だと私は思っています。地域振興の協定はその後で私はいいと思います。町長の1回目の答弁に損害賠償ということもありましたけれども、損害賠償だけじゃなくて、撤去費用について、例えば金融機関への積立ての義務、こういったものも主張するべきだと思いますし、地上権・地役権契約の問題点、先ほどから指摘されているところも改めるという条項も必要だと思いますけれども、どう思いますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然これはガイドラインに基づいて積立金を積み立てることになっておりますから、その残高について毎年町に提出していただくということも協定書の中に盛り込むことにしておりますし、事業者も了解をしているところでございます。

また、地上権の問題点ということでありまして、何度も申し上げますように、私たちは問題とは考えておりません。企業が投資する際に地上権の設定は必須になりますから、自分の土地に建てるわけではありませんので、そこは特に問題だとは考えておりません。何度も申し上げますように、双務契約という中で一般的な契約であります。ただし、様々なご心配、それから解釈によっては大丈夫なのかというご心配なり不安がおありでしょうから、そういったところは皆さん方が不安に思わないように、きちっと事業者と文言を精査して協定書に明記していきたいと思っております。町民の皆さん方が安心していただけるような、そういった協定書に、それから地域に貢献していただけるような、そんな協定書にしていきたいということで、今、担当でやり取りをしているというところでございます。ご理解ください。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） この契約について、顧問弁護士の名誉にも関わることですので確認をします。

令和元年11月27日に相談をしているという説明でした。翌年、令和2年3月25日に契約書の申請があつて27日に契約、この時系列で間違いはないと思うんですが、この間、どこでこの契約内容を顧問弁護士に確認してもらったのか、これを確認してください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

令和元年11月27日に顧問弁護士にご相談というのは、直接事務所にこちらでお伺いいたしまして、契約内容を見ていただいたということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） では、その11月の時点でこの契約内容と同じだったんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

先ほど木村議員に答弁できませんでしたので、その辺を含めて、明日になると思うんですが、報告をさせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 3月の時点で契約前に見てもらってないかということも併せて確認してください。

地上権の権利者は、その土地について目的物を直接支配するという強い権利を持ちます。事業者の判断で自由にその権利を売却したりすることもできます。現に北海道の広大な面積の3分の1が外資系企業に売却されたり、山口県の複数のメガソーラーが上海電力の関連企業に売却された事実もあります。

計画地ではありませんけれども、本町の山間部でも一部耕作放棄地の持ち主は、何もしないで税金だけ取られるからという理由で、相手先が外資系の再生可能エネルギー関連の事業者であるということを知りながら売却することを決めたと言っている人もおります。そういった地主と企業の仲介をしてマージンを得ている方もいるようです。

町は、再生可能エネルギーを推進して脱炭素社会の実現に貢献することの前に、国土を侵略から守るべきではないかと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、地上権を設定しませんが金融機関は投資しませんので、事業は進みません。これは風力に限らないものだと思いますけれども、そういった経済のルールに従って事業が進められている。企業は利潤追求、利潤追求と言いますが、企業が利潤を追求しませんが、味上議員も事業をしていらっしゃるからお分かりのとおり、社会が回っていきませんよね。資本主義経済はどうやって企業が利潤追求しないで回っていくのかということです。ですから当然、企業は利潤追求をしていただく。ただし企業も社会的公器でありますから、社会的な責任をきちっと果たしていくということでございます。

今、事業計画を行っている3社ともそういった認識、強い認識を持っている企業でありますし、ほかでも実際そういった社会貢献をしておりますので、私はそういった無責任なことを行う企業ではないと思っています。様々な契約行為はお互いの信頼関係の上に成り立っている、契約の条文の文言、字面だけではなく、お互いの信頼関係ということが基本にあるものだと思います。

っておりますので、私はしっかりと責任を果たしていただく企業であると思っていますし、無責任なことをするような企業ではないと。そういったことを1か所でもやりますと、各社ともその次からの事業が展開できなくなりますから、それは企業にとってマイナスですよ。ましてや投資会社からしたら大変なことですよ。二度とそうしたところに投資しません。会社の存続に関わることですから、これは各企業とも慎重に行い、社会的責任を果たしているというのが事実だと認識をしております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 副町長に伺います。

副町長も地権者の1人と聞いておりますが、この契約内容は町のものと同じですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

個人の契約内容についての答弁は差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げれば、同じ事業において、民地であれ、町有地であれ、契約内容は同じだと認識をしております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） もっと聞きたいことがあったんですが、農業委員会の事務局長、すいません、時間ないので、最後にします。

これほど民間の間でも議会の中でも風力発電事業を含む再生可能エネルギーについて意見を二分して議論しております。特に、宮崎部分林保護組合協議会から出された要望書、後継者の育成に苦慮し、事業の継続も危ぶまれるなど切実な現状を訴えております。そして、議員の中にも伊藤信行議員のように風力発電の推進によって林道を整備するなど、林業の現状を改善できないとの判断から、不本意ながら推進を主張される方もおります。しかしながら、林道の整備は、先ほど木村議員もおっしゃっていましたが、風力発電の事業に頼ってするものではないと私は思います。しっかりと町が林業の発展に力を入れることで林業の継続をしていくものだと考えております。

町長、最後です。

指定廃棄物最終処分場候補地に選定されたときに、地滑り地帯であるということを主張して自ら阻止されたときのように、町民に寄り添って町長は英断すべきと考えますが、最後にお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何の事業であれ、町民のことを第一に考えております。先ほど申し上げ

たように、多角的に、長期的に、そして問題の本質を考えながら、どうしたら町民の幸せにつながるのか、地域の活性化につながるのか、そういったことで、私のみならず、職員全員がそういった視点で町政運営を行っております。

風力発電事業についても、町民にとって、住民にとってマイナスであれば、これはもちろん町としては阻止せざるを得ません。しかしながら、このことが決して健康被害につながるものではない、一方で十分地域の活性化につながるものであるということであれば、これは慎重に進めていくべき、事業者が進めるわけでありますけれども、町としても協力できることは協力していくべきだと思っております。

指定廃棄物最終処分場のときに、地滑り地帯だからということで反対したというよりは、要件を満たしてない、候補地としての要件を満たしてない、そこが鍵なんです、要件を満たしていれば詳細調査を受けざるを得ないという。そういった状況の中で私たちが主張してきたのは、要件を満たしていないということでした。面積のことであつたり、前もお話ししましたように35度以上の急傾斜地であつたり、そういったところを指摘して、ここは要件を満たしてない、よって詳細調査を我々は受け入れる必要がないという主張を繰り返したということですので、そこはご理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。15時40分まで。

午後3時28分 休憩

---

午後3時40分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

通告5番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） それでは、通告に従い、3問質問させていただきます。

初めに、不登校支援について。2016年12月に教育機会確保法が成立し、それまでの学校復帰を目指させる不登校支援の在り方が大きく変わりました。2019年10月25日の文科省通知でその内容が示され、学校復帰が記された4つの通知は全て廃止となりました。

文科省通知の内容と、不登校支援の流れの変化を受けての我が町での不登校支援の状況を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 1つ目の不登校支援についてお答えいたします。

教育機会確保法の成立以降、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが重要となっております。

この視点を受け、本町での不登校支援の取組についてご説明いたします。

本町では、平成30年4月、宮崎支所内に加美町子どもの心のケアハウスを開設し、心のサポート、自立サポート、学びサポートを展開し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた多様な取組を行ってまいりました。これまでの利用した児童生徒は、令和3年度まで4年間で27人、そのうち復帰児童生徒は8人、さらに高校に進学した生徒は18名中15人となっております。

今年度よりケアハウス内にスクールソーシャルワーカーを常駐させ、スクールソーシャルワーカーがケアハウスを拠点として学校、家庭に指導、支援を行い、教育支援センターとしての機能の一部を備えた運営を行っております。10月からは宮崎支所から旧南児童館に場所を移転し、通所児童生徒も移転前の9名から4名増え、現在は13名となっております。

自立支援のための取組として、所外での体験活動にも積極的に取り組んでおります。また、継続して支援が受けられるよう、ケアハウス出身の中学校卒業生からの相談にも対応しております。

以上、不登校支援についてお答えしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） どうもありがとうございました。

まず初めに、教育機会確保法の5つのポイントを確認させていただきたいと思います。これへの対応をまた伺いたいと思います。

1つは、体調不良、いじめ、周囲になじめないなど様々な理由で学校に行けなくなった子どもの休むことの必要性が法律で認められ、学校を休んでも必要な支援が受けられるようになったということが1点目だと思います。これで間違いがないかどうか、これへの対応等されていたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 間違いございません。先ほど申し上げましたとおり、不登校の生徒は心も体も弱っている状況の子が多いですので、ケアハウス等でゆっくり休養も含めて社会体験

を積み重ね、心と体のエネルギーを高めて学校復帰、社会復帰を目指した対応をしているところでもあります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 2点目は、いじめは解決しなくてはならない問題行動ではありますが、不登校は直したり克服しなければならない問題行動ではないと。個性を持った一人一人の子どもが学校へ行く行かないを選んでいて、不登校はどの子どもにも起こり得ることで、子どもの性格や親の育て方が原因ではないということが明記されていますが、これで間違いはないですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） いろいろな要因があって不登校になっているのは間違いのないと思います。本当に様々な要因、多面的であるというところですね。そういう子に対して、包括的な、1つだけじゃなく、いろいろな方面から支援をしていかないと減らない、減少しないと考えております。ただ、私、個人的というか、これまでの学校経験を踏まえて、できれば学校に戻したいなという思いはあります。学校の集団生活の中で、社会面、いろいろな友達と関係性を築いて、高校あるいは社会に出ていってもらえればさらにいいのかなという考えでおります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 3点目は、大人がよい方向に導くのではなく、子どもの自己決定が大切にされ、学校復帰ではなく、社会的自立を目標とすることが明記された、この点も間違いございませんか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 確かに子どもたちの主体性で、登校している子どもたちも最終的には自立を目標に毎日学んでいるところでもあります。大人がいい方向に導く、それも一理あるのかなと。さらに、子どもたちは大人の背中を見て間違いなく育っていますので、大人が子どもたちのよりよい手本になればさらにいいのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 4点目は、学校で学ぶかではなく、何をどのように学ぶかが大事であるという点が明記されていますけれども、この件についてもお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） そのとおりであると思います。学校だけが学ぶ場ではないです。社会に出てからもずっと学び続けるのが理想だと思いますので、やはり小さいうちに学ぶことの大き

切さと学ぶことの面白さなどをしっかり身につけることによって一生学び続ける人間に育っていくのではないかと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 5点目は、教育委員会、学校は、フリースクールや不登校の親の会などに関する情報提供が求められるということが明記されていますが、この点も間違いございませんか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 情報を求められた場合については情報を提供するの間違いはないと思います。いろいろな関係機関とも連携を取りながら、先ほど包括的というお話をしましたけれども、その子にとってどういう養育、学びが必要であるか、そういうのを踏まえて、その子に適した学びを提供できればいいのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次から質問になりますけれども、確保法の周知状況を伺いたと思います。先生方、子どもたち、保護者に、この確保法の精神がきちっと周知されているかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 確かに、この確保法が出る前は、とにかく学校に来るような指導が、そのやり方のほうが多かったと思いますけれども、確保法が出てからは、学校に来るような強制ではなく、その子に合った対応の仕方ということで、各学校と教育委員会でもそういう対応に努めております。大分、学校、教育現場では周知されているのかなと捉えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 先生方は、常に学校に戻すというか、そういう形でずっとこれまでこれらされたと思いますけれども、この確保法が出て、先生方は戸惑っている部分もあるのではないかと思いますけれども、先生方が確保法にきちっと対応してそのように子どもたちに接してもらえるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先ほど申し上げましたとおり、学校に来るのが目的ではなく、気持ち的に落ちている子どもをどうやったら元気が出るのかというところで、そういうところの視点を大事に対応している形が多くなっているのかなと捉えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、不登校の子どもたちや不登校を抱える保護者の確保法を受けての反応といいますか、この辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 確保法についてどの程度、子どもたち、保護者が捉えているのかは十分に把握しておりませんが、とにかく親はやはり学校に行かせたいという思いがどの家庭も強いです。そういう中で、子どもも行きたいけど行けない、そういう思いで、子どもも親も不登校の家庭は困っているのかなというのは十分感じ取ることができますので、そういう中で子どもたち、保護者に対して、学校あるいは教育委員会、ほかの関係機関でどのように対応していけばベストなのかということで、いろいろ連携を取りながら対応していくことが重要なのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 不登校を経験した子どもは、罪悪感を持ち続けていると言われています。学校に復帰しても、ずっと不登校であったことに対して罪悪感を持ち続けて学校に通っているというお話もあります。不登校を経験した子どもたちへのアフターフォローといいますか、この辺はどのようにされておられるでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） その子あるいはその家庭によって感じ方は違うのかなと思いますけれども、先ほどお話ししたとおり、例えばケアハウスに通って、不登校だった子の18名中15名が高校に入学しております。中学校で不登校であっても高校になって元気になって、高校に通ってちゃんと卒業している子どもたくさんおります。そういう中で、「ケアハウスに行って高校に入学して、毎日、高校1年間、休まないで高校に通いました。本当にありがとうございました」という感謝の報告も受けておりますので、あまり不登校になった罪悪感で落ち込んでいる子はいない、中にはいるかもしれませんが、ほとんど気持ちを切り替えて、新しい社会で元気に生活している子ども大分いるというところは感じております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 先日、教育民生常任委員会の視察研修で鳥取県のクラーク高校が協力している鳥取の高校を視察しました。その理事長いわく、その高校はほとんど小中学校時代に不登校を経験した子どもたちが入学してきていると。全員、そういう子どもたちだけが来ているわけですが、本当に休まないで高校に来るようになってきていると。その理事長いわく、子どもたちに安心と安全を保障すれば子どもたちは登校するというお話に非常に感銘を受

けたわけですがけれども、その高校は校則もない、全く自由で、そこにも感銘したんですけれども、一緒に行った教育委員会の職員の方とも、校則をなくすことから始めないと駄目なんじゃないのみたいな冗談も言いましたけれども、本当にその辺、安心と安全をどう学校が保障するかが小中学校の不登校をなくす一つのヒントにもなるんじゃないかなと思いました。何らかの感想があったらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 一條委員のおっしゃった安全安心の保障、そのとおりだと思います。加美町でもコロナ禍の中で学びと安心と安全の保障を第一のスローガンに掲げて取り組んでおります。今後とも子どもたちの学びと安心安全の保障に力を入れて、子どもたちの健全育成に努めていきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 不登校にはかなりいじめも関わっているとも言われています。いじめの低年齢化も非常に問題になっていて、不登校が増加しているのではないとも言われています。文科省の調査では、学年別のいじめ件数が10年前は中学校1年生が最多だったと、現在は小学校2年生が最多だという調査もあります。加美町の現状、いじめの現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 具体的なデータは持ってきておりませんが、実際いじめについては小学校での件数のほうが多いです。そういう中で、中学校に入って、ほぼいじめは本当に数パーセントに減少しているという状況であります。

私も小中高現場におりましたけれども、昔は中学校で非行とかいじめ、校内暴力等ありましたけれども、今、中学校ではそういう案件はほぼなくて、小学校で授業抜け出しとか対教師暴力とかそういうのが非常に増えている状況がある、中学校で起きていたことが小学校で起きているという状況で、これは全国的にそういう傾向があるという中で、そういう現実を踏まえて、低学年、加美町は学ぶ土台づくりということで幼児期からの養育、そして小学校への関係、あと小学校での教育というところで家庭としっかり連携しながら、良好な友人関係とはどういうものなのか、あるいは良好な子どもと教師の関係づくり、あとやはり楽しい学校、いわゆる学校の魅力づくりですね、そういうところの新たな視点で、新たな発想でいろいろな改善を図っていくことが小学校での問題行動の減少につながるのかなと考えているところです。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） いじめの低年齢化の原因として、早期教育が盛んになり、幼少期からの習い事が重なって生活にゆとりのない子どもたちが増え、生きづらさの低年齢化との分析もされている報道もありますけれども、この辺、加美町ではどのように感じておられるでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 今、一條議員の指摘があったことについては、十数年前からそういうところで、遊ぶ場所がない、遊ぶ時間もない、遊ぶ仲間もないという幼児期の中で、本来育つべき部分が育っていないというのはあるのかなと思っております。そういう中で、幼児教育の重要性ということで、やはり子どもをたくさん遊ばせて、遊びの中からいろいろなことを学ばせてという原点に返って楽しい幼児期を過ごせれば、間違いなくいじめとかあるいは不登校も減るのかなと。そういう中で、やはり親、親ですよ、保護者の養育の重要性ということも併せて周知というか、啓発していきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 昨日のNHKのクローズアップ現代で子どものSOSという番組をやっていました。大人にとっても生きづらい、情報過多で、ネットでのいじめとかいろいろある現代でありますけれども、子どもたちにとっても非常にハードな時代を生きている、本当に大変な時代なんだと思います。そんな中で、子どもが学校へ行きたくないと訴えたときは命に関わるSOSであるとも言われています。子どもたちの気持ちを受け止め、何に苦しんでいるのかを聞き取り、子どもの訴えに即した行動を取る必要があると思いますけれども、先ほどの答弁ではスクールソーシャルワーカーの配置とかいろいろやっておられるようですけれども、子どものSOSに対応する町と教育委員会としての取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育する場合、子どもがどういうことを考えているのか、どういう思いでいるのか、それを感じ取る大人あるいは教師の感性というか、そういうものがすごく大事だと思いますので、そういう研修等も踏まえて、先生方、大人、親の勉強会なんかもいろいろやりたいことはあるんですけれども、それを1つでも2つでも今後実現させて、子どもたちのために、子どもを見る力をつけていければいいのかなと思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 話は戻りますけれども、今、不登校の方、南児童館で行っている心のケアハウスに13人ですか、来られているということでありましたけれども、特に来ていないお子さん方、子どもたちにどのような教育の機会を与えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

ケアハウスに来ているのは13名で、不登校で学校にも行っていない、ケアハウスにも行っていない子どもは1名か2名しかおりません、それは学校できちっと対応しておりますので、できるだけケアハウスとか、あとフリースクールに行っている子もおりますので、そこら辺への誘導とかそういうのも学校で対応しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） なかなか来られないお子さんに、子どもたちに、ICTを活用しての学びの場の提供とかということも必要かなと思いますけれども、その辺の計画とか考えとかありましたらお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

この頃やっとリモートできるように学校でも環境を整えてきましたので、そこら辺、来ていない子どもに対する対応はリモートでできるようにしたいと思っております。あと面談とかそういうのもできるような感じになってきておりますので、そこら辺で対応させていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 不登校の子どもたちをしっかりと守りながら、また学びの場も提供しながらお願いしたいと思っております。これで不登校については終わりたいと思っております。

次に、2問目、带状疱疹ワクチンの接種助成についてお伺いします。

带状疱疹は、子どもの頃かかった水ぼうそうのウイルスが体内の神経節に隠れ、年齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発症するものです。強烈的な痛みで日常生活が困難となり、3週間から4週間ほどで皮膚症状が収まっても、顔面神経麻痺や目の障がい、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症を生ずることがあります。带状疱疹の発症は50代を境に急激に上昇するとされ、60代から80代でピークを迎え、80代までに3人に1人が発症すると言われております。

ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンで2万2,000円ほどと高額で、しかも2回の接種が必要です。带状疱疹の発症を予防するため、ワクチン接種への助成が必要と考えますが、見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、带状疱疹の発症を予防するためのワクチン接種の助成が必要ではないかといったご提案に対してお答えさせていただきます。

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスの初期感染後、神経節に潜伏感染している水痘带状疱疹ウイルスが、加齢、疲労、ストレス、悪性腫瘍、免疫抑制状態等をきっかけとして再活性化することによって、神経支配領域に痛みを伴う水疱が集まって出現する疾患ということになります。水痘罹患歴のある人の約10から30%が一生涯のうちに発症するとされております。宮崎県で1997年から2011年にかけて大規模な調査を行ったところ、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されているところでございます。感染症流行予測調査によりますと成人のほとんどが水痘带状疱疹ウイルスに既感染しているということになります。带状疱疹の発症リスクを多くの方が有しているということが言えると思います。

带状疱疹は、罹患した方からのお話を聞いても、大変強い痛みを伴うと聞いております。また、そういった痛みなどの皮膚症状が主な症状ですが、治った後でも痛みが長期的に残るということもありますし、顔面に起きた場合などは顔面神経麻痺や聴覚障害などの合併症を引き起こすケースもあると聞いているところであります。

予防接種につきましては、現在、2種類のワクチンが承認されておまして、任意接種ということで、希望者に対し接種が行われております。議員ご指摘のとおり、大変高額なワクチンを複数回打つこととなりますので、個人の負担が大きいと思います。国では、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において、ワクチンの効果、安全性を検証しつつ、定期接種に向けた検討がなされております。

町といたしましては、国や県の動向を踏まえつつ、県内市町村の取組事例なども参考にしながら、費用助成について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 带状疱疹は、発疹が現れてから72時間以内に全身抗ウイルス療法をすることにより、疼痛消失までの期間を短縮できると言われています。しかし、早期受診者は少なく、半数以下とも言われています。早く痛みを抑えるためには早く受診するということの必要性をいろいろ周知する必要があると思いますけれども、この辺の見解をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

抗ウイルス薬を飲み始めてから効果が現れるまで2日程度かかると言われております。できるだけウイルスの数が増える前に治療を始めることが有効だと考えておりますので、带状疱疹の特徴的な症状を自覚しましたら、できるだけ早めに受診をしていただきたいと思います。

町としましても、広報紙、ホームページ等を活用しまして、带状疱疹の病気の理解と対応について普及啓発をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 带状疱疹後神経痛、発疹が出てからその後神経痛を発症する方は、50歳以上で約20%ぐらいが発症し、90日が経過しても20%近くに疼痛が残ることがあると。このように、带状疱疹罹患者は、クオリティ・オブ・ライフ、生活の質が著しく低下するとも言われています。この辺のことへの認識をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

带状疱疹は、治療が遅れるほど神経痛等の後遺症が長引く傾向にあります。痛みがあるということは行動制限にもつながりますし、クオリティ・オブ・ライフの低下にもつながると考えております。先ほど町長の答弁でも述べましたけれども、できるだけ早く治療を開始することが後遺症を防ぐことにもつながると思いますので、带状疱疹の特徴的な症状が見られましたら早めに受診をしていただけるように普及啓発をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、お金のこと、医療費のことについてお話ししたいと思います。

医療費は、神経痛が残った人で約12万7,079円ほど、残らない人でも4万2,638円との統計があります。日本全体で65歳以上の带状疱疹罹患者は42万人、神経痛が残った患者は10万人ぐらいと言われております。それを掛け算しますと日本全体で総額260億円ほどの医療費がかかっていると。そのほか交通費とか、生活の質が下がることによる労働生産性への損失も50億円ほどあり、多大な損失になると思います。

我が町にとって、どれだけの患者がおられるか、罹患者が出ているか、統計的に計算すれば出るお話だとは思いますが、それをしなくても、我が町にとってもかなり経済的な損失になっているのではないかと思いますけれども、この辺、我が町での経済損失についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

80歳までに3人に1人がかかると言われておりますので、単純に計算しまして、加美町の場合ですと12月1日時点で50歳から80歳までの人口が9,612人おります。それを基にしますと約3,200人がそういった対象になっているのかなと推計されております。医療費の負担も大きくなりますので、町の財政への影響も大きいと考えております。

带状疱疹は抵抗力が低下したときに発症しやすいと言われておりますので、日頃から栄養、運動、休養のバランスが取れた生活を心がけていただいて、带状疱疹にかからない体づくりをしていただきたいと思いますと考えております。

その上で、予防接種については、今のところ任意接種に位置づけられておりますので、よく検討していただいて接種をしていただければと思います。

費用の助成の点につきましては、厚生労働省の厚生科学審議会で定期接種に向けた検討が今なされているところでございますので、国や各自治体の動向を踏まえつつ、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ワクチンについてもお話がありました。ワクチンの公費助成についてお話ししたいと思います。

2020年3月に名古屋市で半額助成が始まり、2022年、今年の10月現在、全国では47自治体で実施されております。宮城県においては川崎町だけであります。川崎町が助成することになった経緯と現在のワクチン助成の状況、そして住民のワクチン接種の状況をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

川崎町が助成に至った経緯についてですが、町民の方からの意見が町当局に寄せられていたということと併せまして、令和3年12月の定例会におきまして、公明党に所属されております議員からの一般質問がありまして、町長との議論の中で前向きな発言があつて政治決断をされたと伺っております。全国的には5割の助成が多いわけですが、その中で川崎町は6割の助成をしているということでございます。65歳以上の町民の方を対象に助成を行っているということでございまして、実際は令和4年の6月補正で川崎町は予算計上させていただいて、議会でお認めいただいたということでございます。川崎町の高齢者人口のおおむね10%程度の人数を想定しまして予算措置を行ったと伺っております。

実際2種類のワクチンが接種に必要だということで、1つは生ワクチンと言われますビケン

というワクチンなんです、これは1回接種を行うということで、単価8,000円程度かかるということで、その6割ということで4,800円の助成を行っている。もう1つは不活化ワクチンと言われるシングリックスというもので、これは2回接種を行わなくてはいけないということで、単価2万2,000円の費用がかかるということで、6割で1万3,000円の助成を行っているということでございます。これを2回程度行っているということでございます。

現在、6月から川崎町が助成を始めておりまして、10月までの実績についてですが、159件の実績があるということでございます。1回目の接種を行った方が79人ほど、2回ワクチン接種を選ばれた方が80人ほどいらっしゃるということでございます。

川崎町については、全国的なワクチン接種のCMの効果であったり、あと周知で住民の方への浸透がされて現在に至っていると伺っております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、テレビコマーシャルも流れていますけれども、それでもまだまだワクチンの認知度は低くて、15%程度であります。ただ発症者も、子どもの水ぼうそうが減っている関係もあって大人の帯状疱疹が増えている、そういう関係もあるとも言われています。

このような状況の中で、うちの党としても、国会、地方議会挙げて帯状疱疹ワクチンの接種助成の運動といたしますか、働きかけをしている状況であります。

そういう状況でありますので、12月定例会以降、全国的、特に宮城県においては接種する自治体も増えるのかなと思っていますけれども、最後にもう一度、町長のお考え、いろいろ質疑を聞いての感想とか接種への思いをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 罹患された方は大変な痛みを伴い、なおかつその後も長期にわたって痛みを感じる方も多いと聞いております。また、経済的な損失ということもあるでしょう。そういったことから、先ほど申し上げましたように、国・県の動向も踏まえつつ、町としても前向きに検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 高齢者の健康を守るためにもよろしくお伺いしたいと思います。

次に、インボイス制度の周知についてお伺いしたいと思います。

令和5年10月からインボイス制度が始まり、現在の消費税申告の必要のない免税事業者が深刻な影響を受けることが危惧されます。免税事業者が知らずに放置し、取引先を失うこととならないようにするため、インボイス制度の周知に努める必要があると思いますが、見解をお伺

いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私もインボイス制度の導入には危惧しておりまして、町のシルバー人材センターなんかも対象になりますもんですから、人材センターの方なども心配をしているところでございます。

まず、インボイス制度でありますけれども、どんな制度かといいますと、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための新たな方式でございます。正式名称は適格請求書等保存方式というものでございます。請求書の複数税率、8%、10%を明確に表記し、そして消費税納税の透明化を図るための制度でございます。令和5年10月導入予定となっております。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、消費税の課税事業者として登録された事業者に限られております。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには原則的に令和5年3月末までに税務署等への登録申請が必要となります。そのため、議員ご指摘のとおり、免税事業者は、課税事業者が消費税の仕入税額控除のために必要な適格請求書（インボイス）の発行を求めると仕事の取引が減少したり、また課税事業者は仕入税額控除が受けられずに税負担が増加するなど、事業経営に深刻な事態を招くおそれがあります。制度導入の影響は、商工業、畜産業など大部分の業種に及びます。その数は1,000万人を超えるとも言われております。

9月23日付の日経新聞によりますと、こういった非常に大きな問題をはらんでいるものの、登録を終えた課税事業者はまだ3分の1程度だということでもありますので、この制度の周知が大きな課題であると新聞でも指摘をしているところであります。

町としましても、制度の周知が必要であると考えておりますので、今後も加美商工会、加美よつば農業協同組合、そして税務署等との連携を図りながら、各事業者への影響を最小限に抑えることができるように、制度の理解と周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 答弁ありがとうございました。

なかなか聞いている方は理解できないんじゃないかと思っておりますので、僕が学んだ範囲で具体例としてお話ししたいと思います。元請と下請の関係でお話ししたいと思います。

課税業者の元請が12万円で受注し、10万円で免税業者に下請に出した場合、現在は、元請事業者は12万円の1割の消費税1万2,000円のうち、免税業者である下請業者から請求のあった10万円の消費税1万円を控除して2,000円を支払えば済むわけでありまして。今は価格と消費税

一体の請求でオーケーなんですけれども、インボイス制度が導入された後は免税事業者が適格請求書を発行できないため、元請は仕入税額控除ができなくなるため1万2,000円の支払いが生じると。前は免税業者が、実際は1万円払わないんですけれども、払ったことで課税業者が2,000円で済んでいたんですけれども、今度は免税業者が払ったという証明ができないので課税業者が1万2,000円を払うことになるという形で、課税業者は控除ができないので免税業者に仕事を出さなくなる、免税業者同士であれば1万円を払って2,000円で済むんですけれども、そんな形で免税業者が不利益を被る、仕事が発注されなくなる、もしくは値引きを要求される。免税業者に「あなたは消費税を払ってないでしょう。その分、値引きしなさいよ」みたいな圧力もかかるんじゃないかということが危惧されているというのがさっきの町長の答弁の具体的な例だと思います。

これで、税務課長、間違いないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

制度を読む限り、お見込みのとおり、そのとおりでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） インボイス制度は、課税業者にとっては、税務署、税理士事務所から周知され、何も問題ないと思います。問題は免税業者だと思いますが、免税業者のインボイス制度の認識の状況をどう捉えておられるかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

町内の把握している方たちというのはちょっと、どうなっているかというのは分からないんですけれども、周知しているものの、言葉が分かりづらくて、インボイス制度という言葉を使っていることによって、業者の方に届いてない部分があると思います。

今後もホームページとか広報等を使って、税務課への問合せにはなかなかお答えできないんですけれども、税務署をご案内しまして、制度を理解していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 免税事業者が適格請求書発行事業者となるメリットとデメリットをお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 免税事業者が課税事業者になるということは、まず10%の売上げが大体下がるという感じが大きっぱにございます。適格請求書を書かなきゃいけないので、事務が煩雑になり、その資料を7年間保存しなきゃならないということもありますので、なかなか大変ではないかなと思っています。

メリットとしましては、取引の相手によるんですけれども、大きい業者で適格請求書が必要だというお客様と今後もお取引をして業務拡大等をお考えの方はメリットになると思います。ただ、消費者に直接物を販売する方に関しましてはメリットにはならないのではないかなと。なので、業者としましては、免税業者としましては、取引業者と確認していただいて、しっかり自分の業態を確認していただいて、課税業者になるか、免税業者のままいるかというのを判断していただきたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 取引の相手先次第という形で、課税事業者との取引があまりなければ免税業者のままいたほうが得だと、そういう考え方でよろしいわけですね。

そして、免税業者から課税仕入れについて6年間の経過措置が設けられているとも聞きますが、その内容をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 経過措置についてでございます。6年間、課税業者は、税の控除、消費税の控除を今までは全額受けられたんですけれども、まず3年間、令和5年10月から3年間は免税業者からの請求書でも80%の控除が可能になります。令和8年10月から、10月以降になりますと今度50%、また3年間の控除を受けられて、令和11年10月からは控除が不可となります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） お客様の様子なんかを見ながらでいいということだと思います。

次に、さっき町長からもありましたけれども、シルバー人材センターはJAや卸売市場と同じような特例措置を講ずるよう要望されています。特例措置の内容と、シルバー人材センターからの要望へどのように対応されたかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

特例措置といいますか、適格請求書の交付義務の免除というのがございまして、農協関係でいきますと、生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託かつ共同計算方式

により生産者を特定せずに行うものに限るもの)は、適格請求書の交付義務が免除されております。要は、生産者が500円で売りたいと言わないで、農協にまずは出荷します。市場に出されて取引されたものに関しましては、生産者は適格請求書の交付の義務を免除される。

シルバー人材センターに関しましては、なかなかここが微妙なところでございまして、適格請求書の交付方法の特例というのがございまして、業務を委託する事業者(委託者)が媒介者の取次ぎに係る業務を行うもの、要はシルバー人材センターはこちらになると思います。シルバー人材センターが個人のお客様と取引する分には適格請求書が要らないんですけれども、たまたまどこか大きな建設会社とか金物屋と取引をして、適格請求書が欲しいと言われた場合にはシルバー人材センターも適格請求書(インボイス)の登録が必要で、シルバー人材センターに仕事に行く人も登録が必要だと。この2者が登録しないと代表して請求書を出せないという状況になります。これは土産センターとかどどんこ館でも言えると思うんですけれども、消費者に売る分には要らない、ただ、例えば加美振興公社に野菜を出荷したい、そこで公社に適格請求書が欲しいと言われた場合には登録が必要になるという感じでございます。以上です。

○議長(早坂忠幸君) 一條 寛君。

○12番(一條 寛君) なかなか分かりにくい部分もありますけれども、シルバー人材センターについては高齢者の僅かな収入を賄っている部分でもありますので、何とか要望に応えられるよう最大の努力をしていただくことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(早坂忠幸君) 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場へご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後4時34分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月7日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤由子

署名議員 木村哲夫